

# 西宮市狭あい道路拡幅整備実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、西宮市狭あい道路拡幅整備要綱（以下「要綱」という。）の規定により、その施行に際し必要な事項を定めることを目的とする。

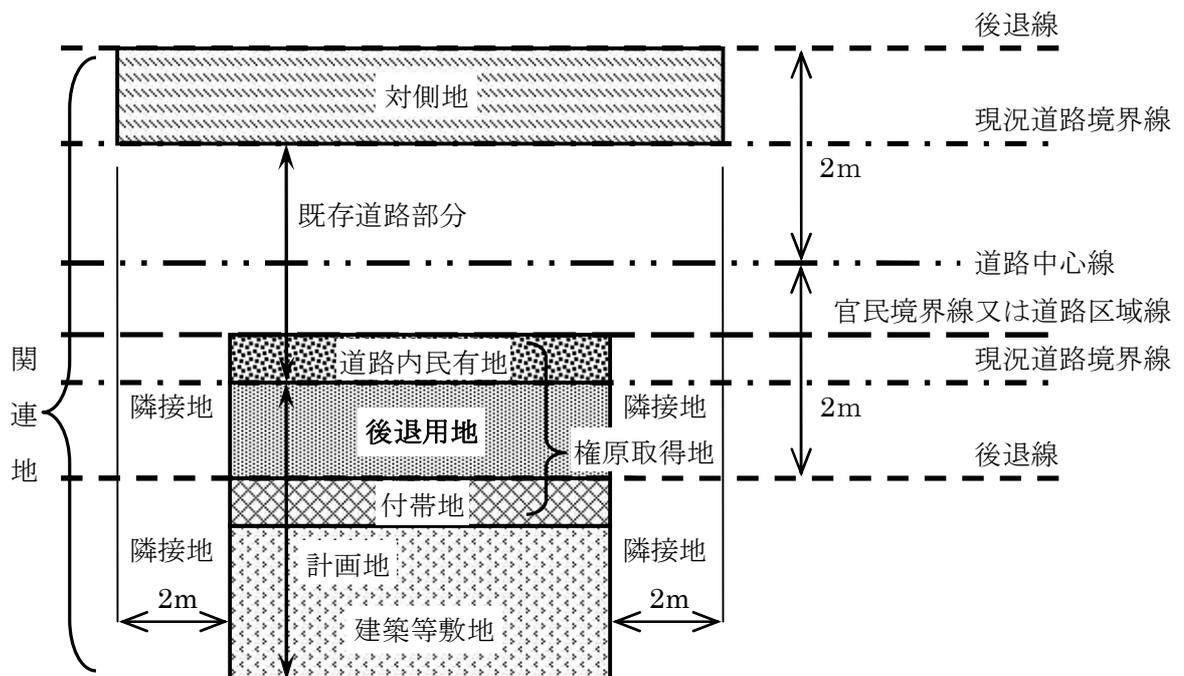
## (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)配置図 西宮市建築基準法施行細則第2条第3項に規定する配置図をいう。
- (2)地籍図 西宮市建築基準法施行細則第12条第2項に規定する道路の位置の指定申請書に添付する地籍図をいう。

## (土地の範囲)

第3条 要綱第2条に規定する土地の範囲とは、原則として次の図に示すところによる。  
なお後退線は、建築主等が市建築指導課と協議し、位置が確定しているものをいう。

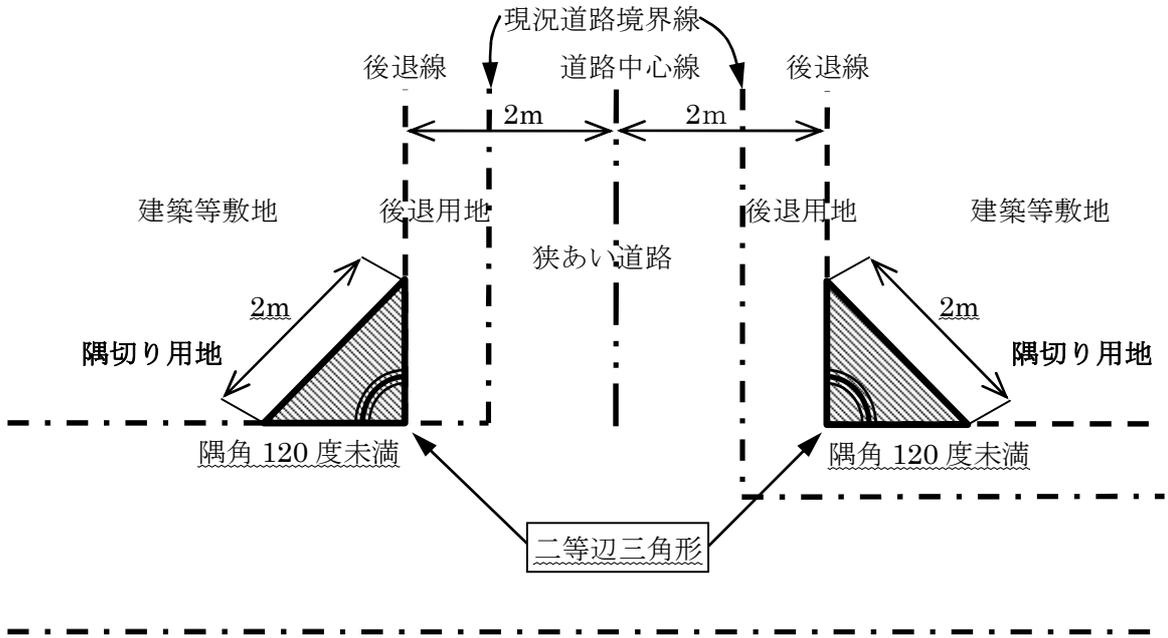


(隅切り用地)

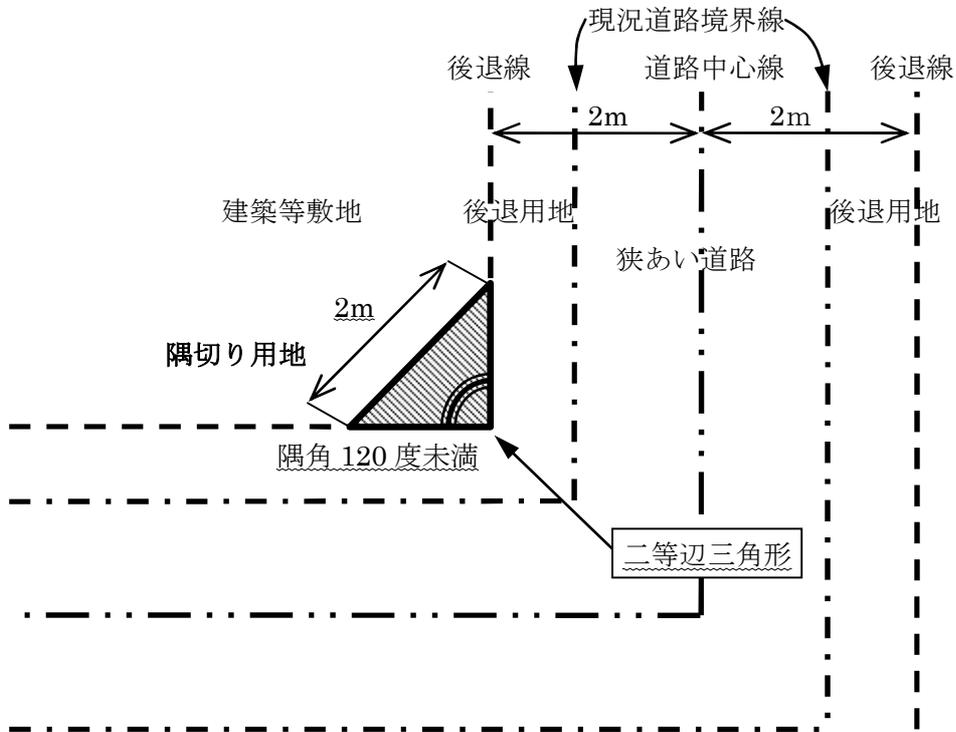
第4条 要綱第2条第10号又は要綱第8条第2項の規定による隅切り用地とは、原則として次の図に示すところによる。

(1) 要綱第2条第10号の規定による隅切り用地

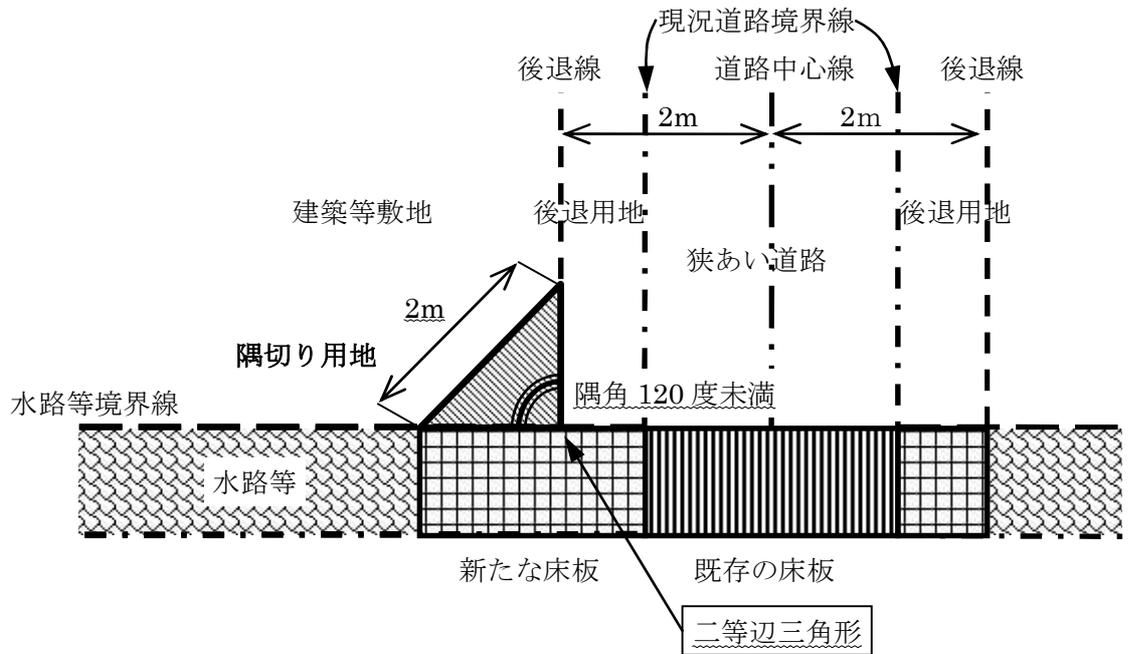
ア 狭あい道路と接続道路が同一平面上で交差、接続する箇所



イ 狭あい道路が屈曲する箇所

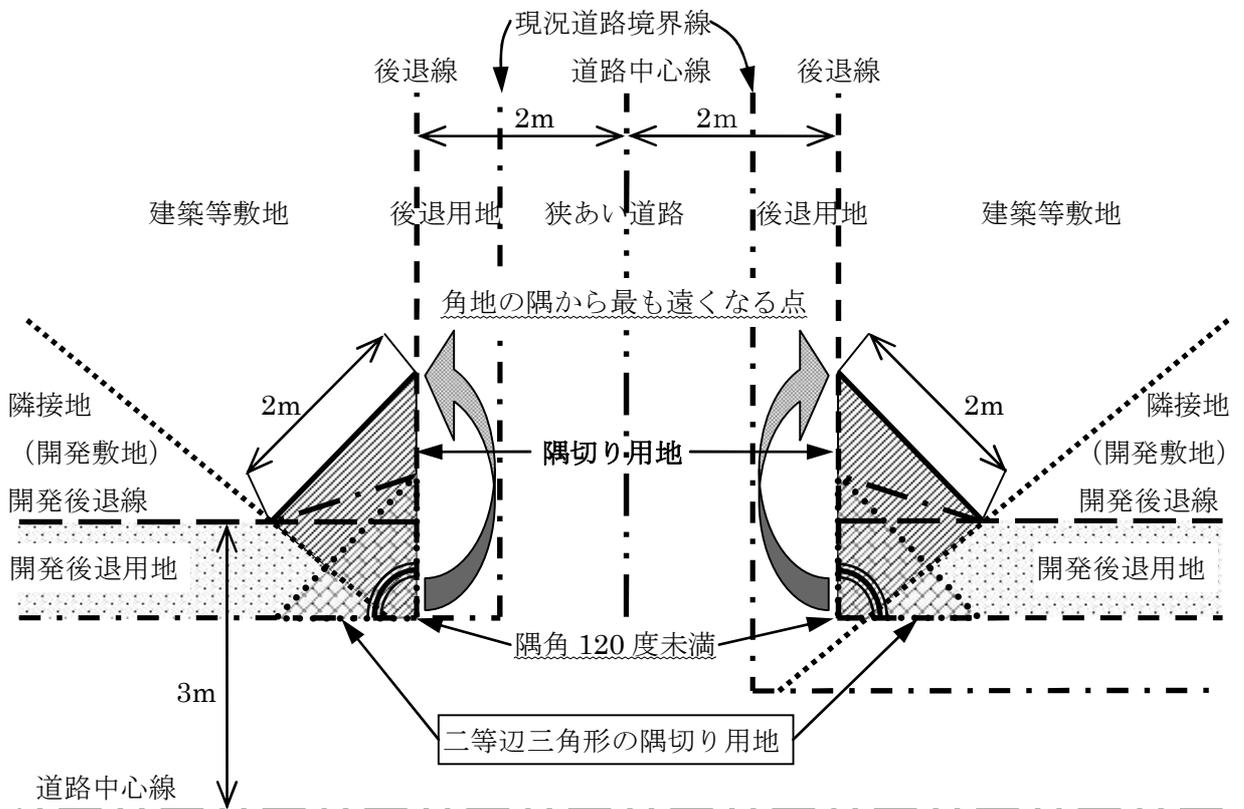


ウ 上記に掲げる箇所において、計画地と接続道路との間に水路等が存する箇所

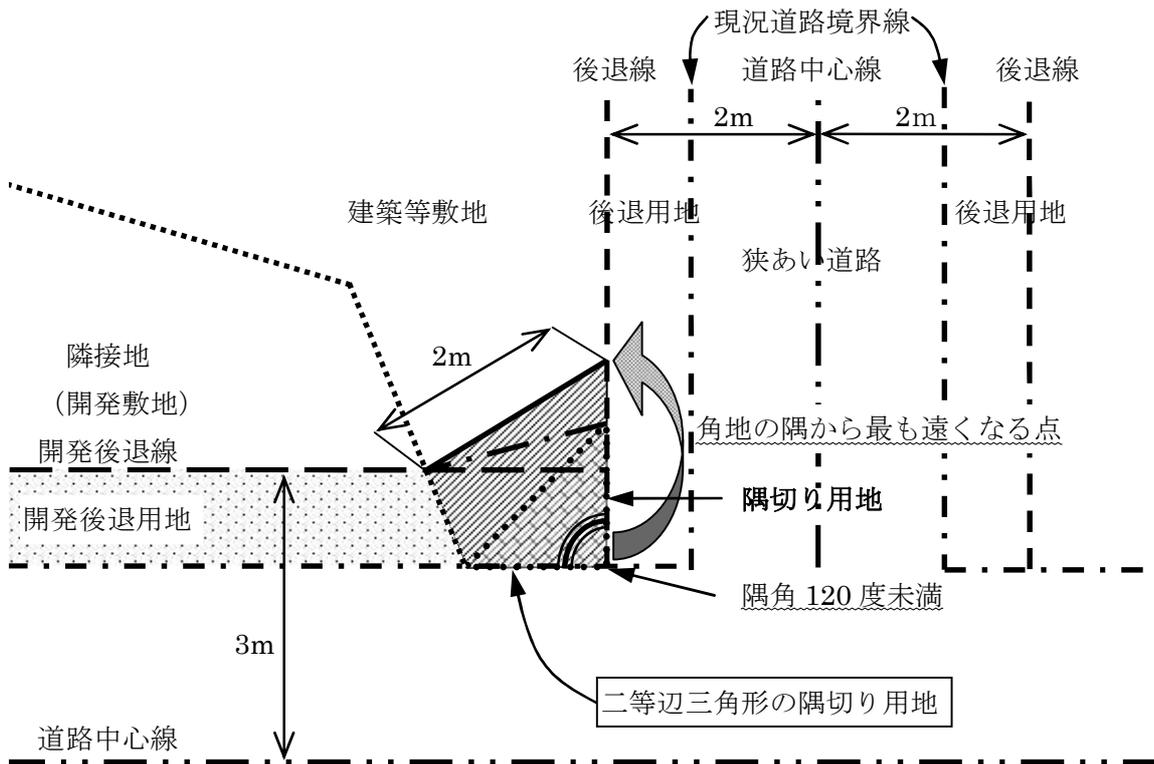


(2) 要綱第8条第2項に規定する隅切り用地

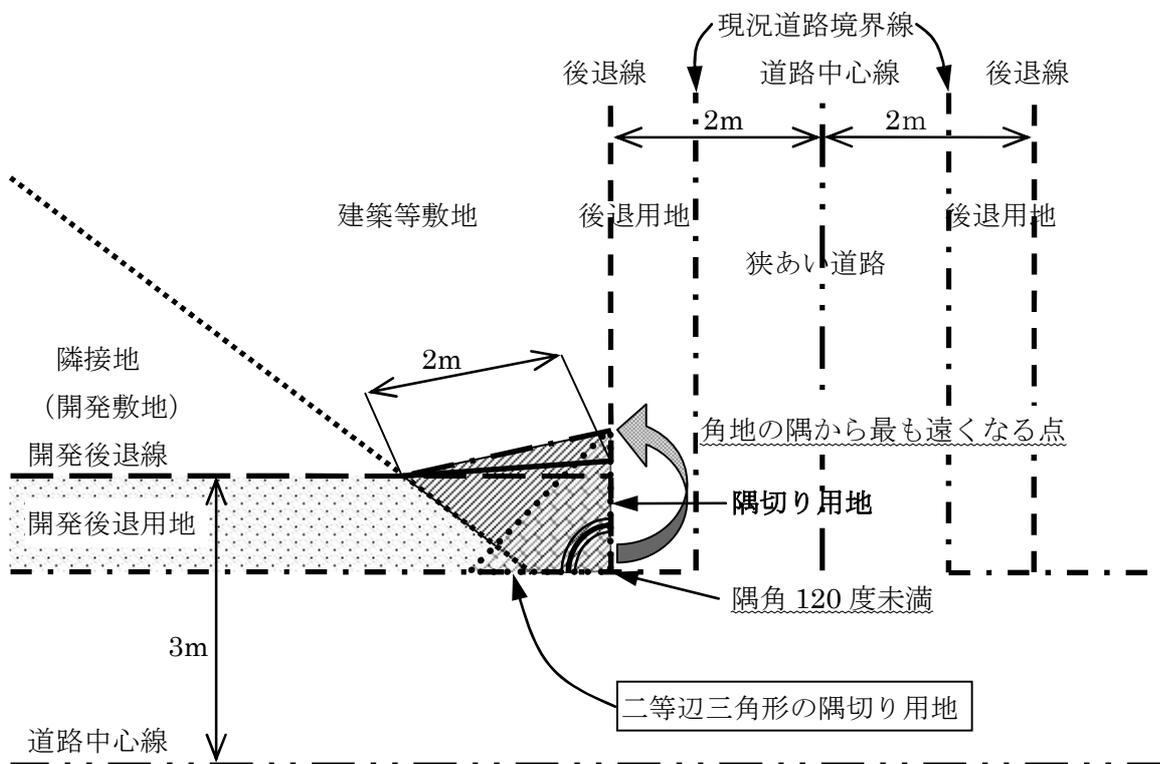
ア 計画地に要綱第2条第10号の規定による隅切り用地の一部のみが存する場合において、当該隅切り用地の残りの一部が隣接地の開発後退用地に既に含まれている場合



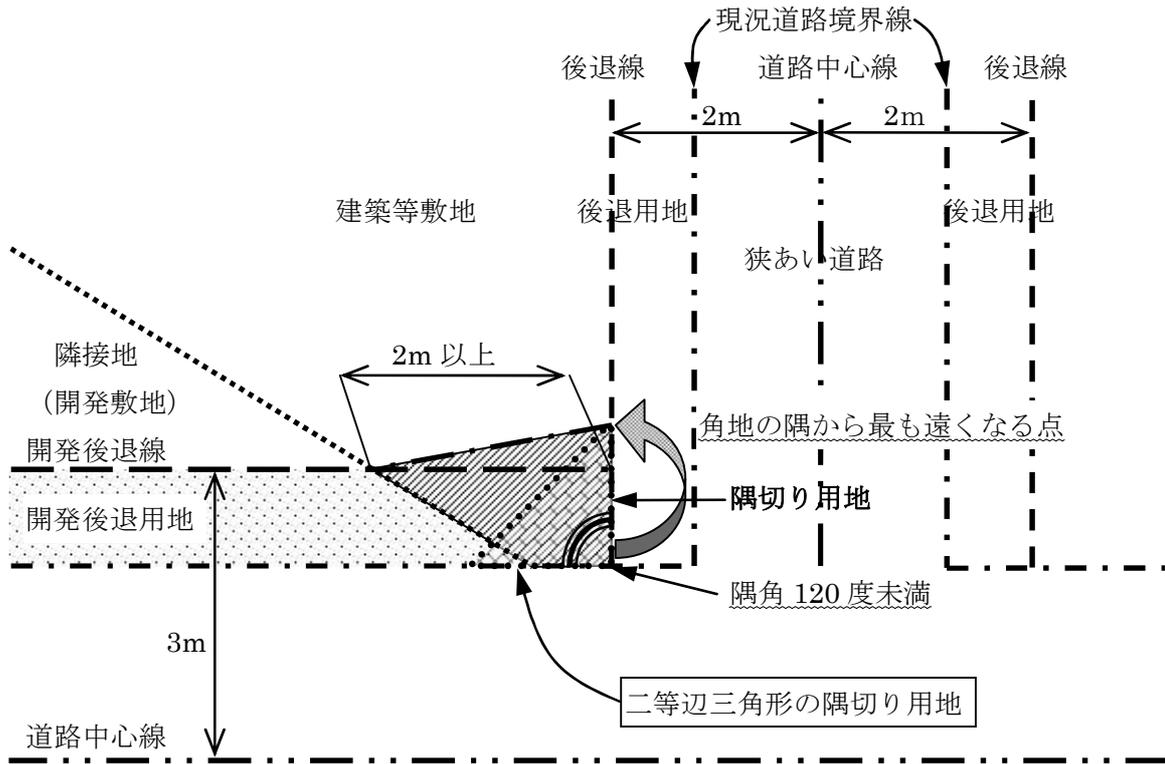
イ 要綱第 2 条第 10 号の規定による計画地の隅切り用地が、隣接地の開発後退用地に接する場合



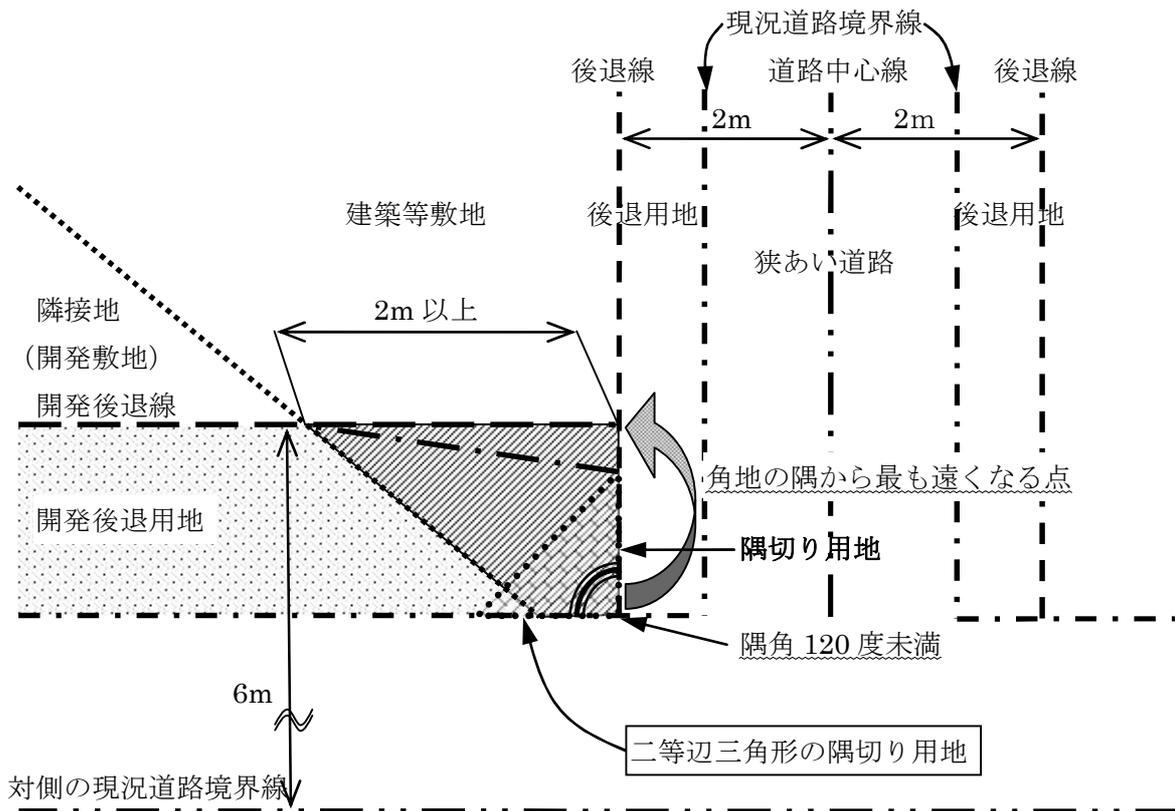
ウ 要綱第 2 条第 10 号の規定による計画地の隅切り線と後退線との交点が、角地の隅から最も遠くなる場合



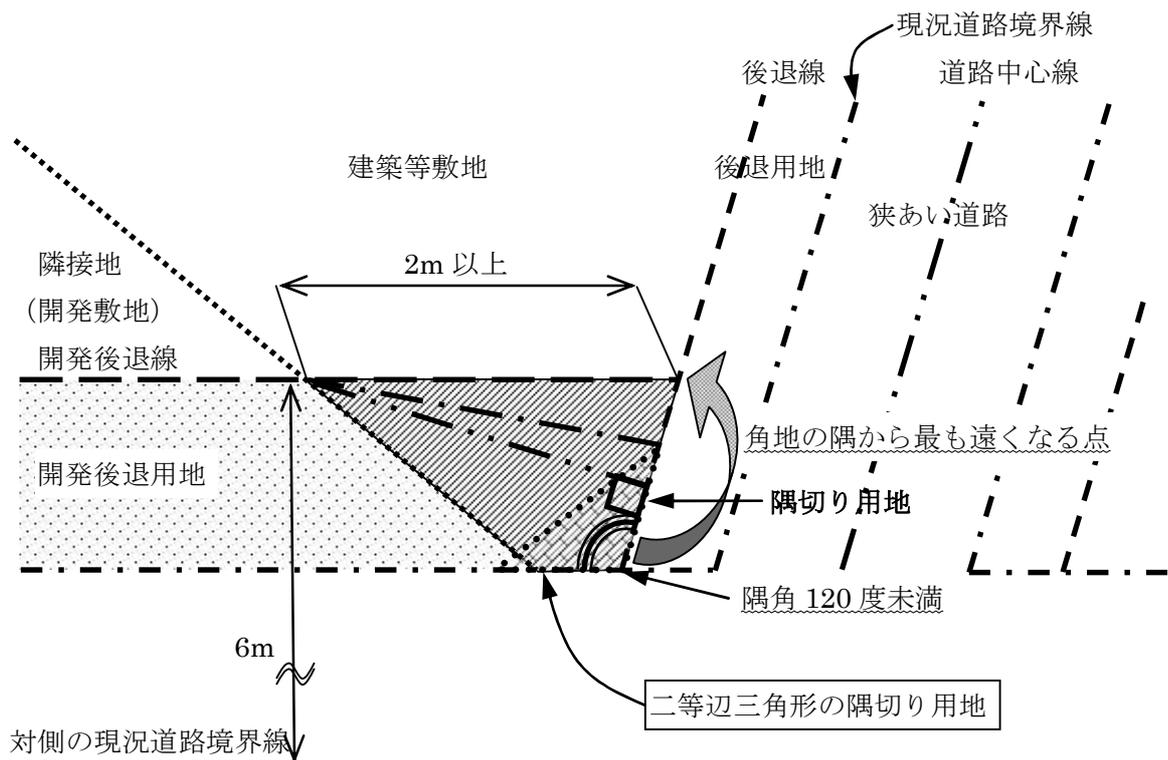
エ 要綱第 2 条第 10 号の規定による計画地の隅切り線と後退線との交点が、角地の隅から最も遠くなる場合



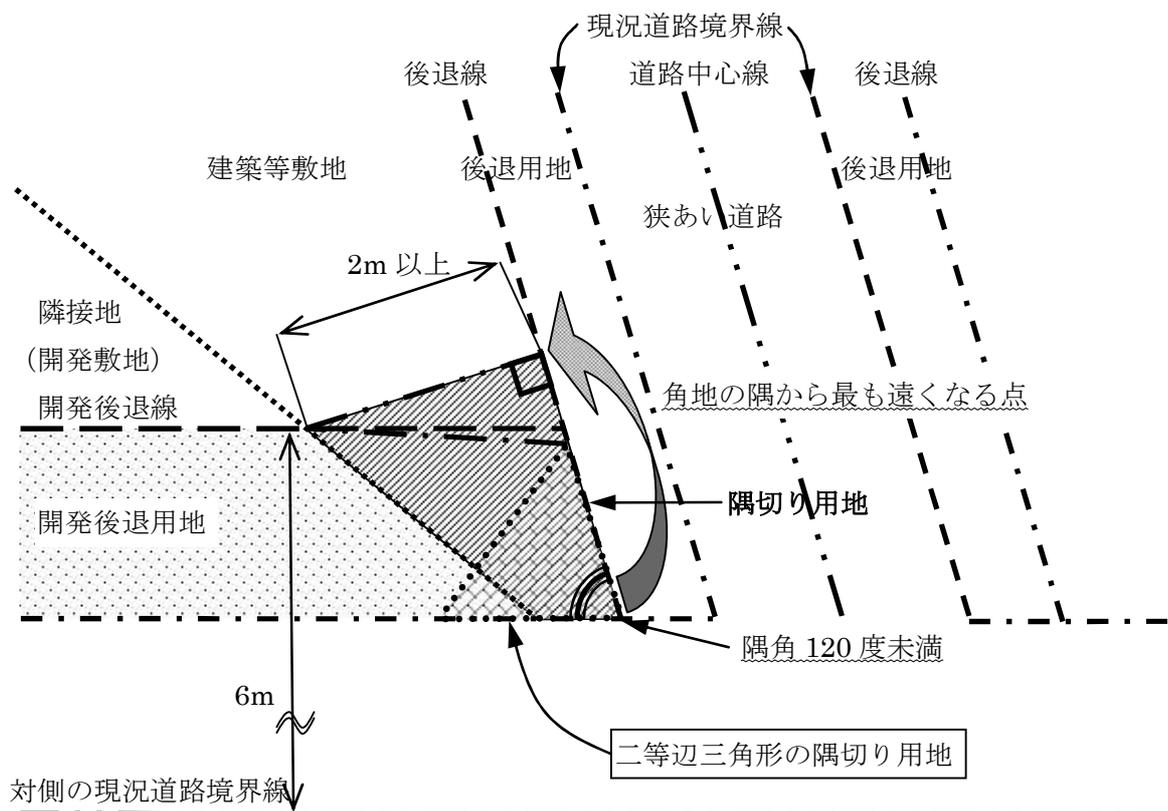
オ 隣接地の開発後退線を計画地側へ延ばした直線との交点が、角地の隅から最も遠くなる場合



カ 隣接地の開発後退線を計画地側へ延ばした直線との交点が、角地の隅から最も遠くなる場合



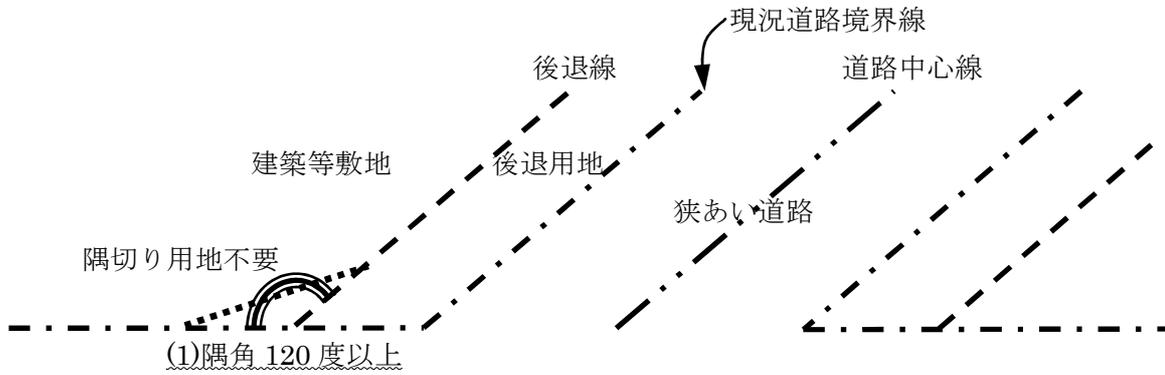
キ 計画地と隣接地との間の境界線と当該隣接地の開発後退線との交点から、当該計画地の後退線へ下ろした垂線との交点が、角地の隅から最も遠くなる場合



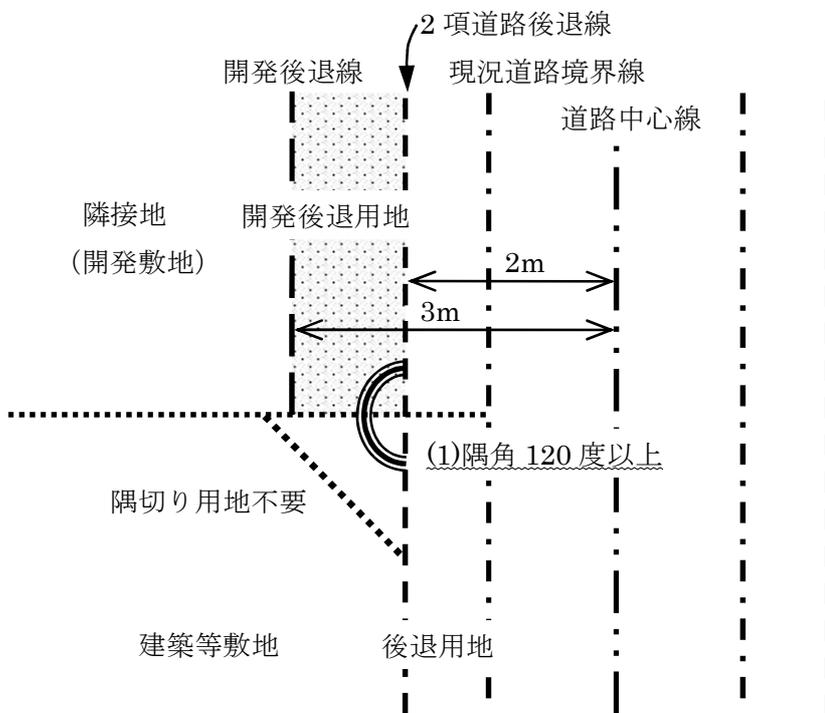
2 要綱第 8 条第 4 項の規定により隅切り用地の確保及び拡幅整備を行わないものとは、原則として次の図に示すところによる。

(1) 隅角が 120 度以上の場合

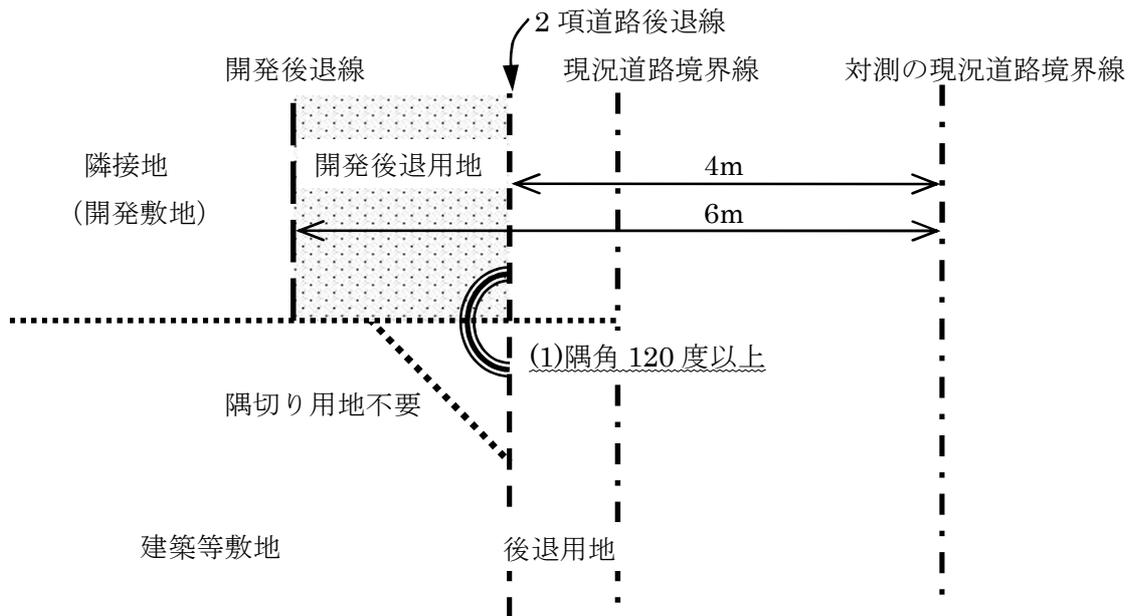
- ア 狭あい道路と接続道路が同一平面上で交差、接続する箇所
- イ 狭あい道路が屈曲する箇所
- ウ 上記に掲げる箇所において、計画地と接続道路との間に水路等が存する箇所



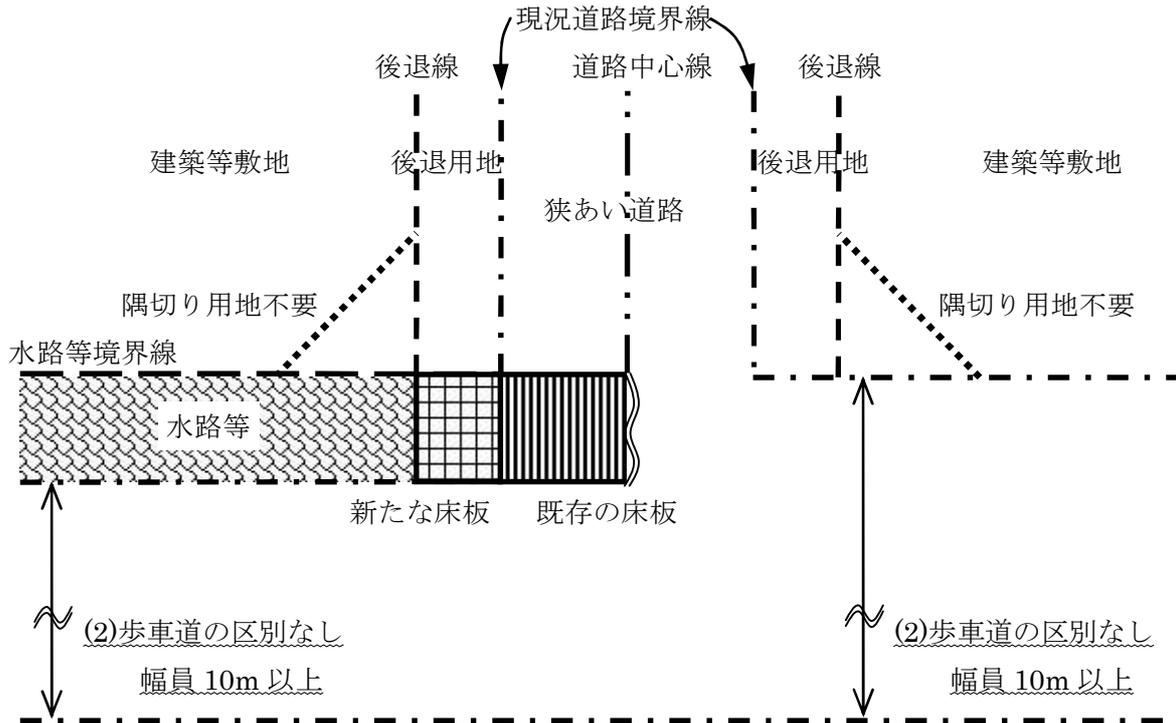
エ 角地が隣接地の開発後退用地に接する場合において、計画地が中心線後退となる場合



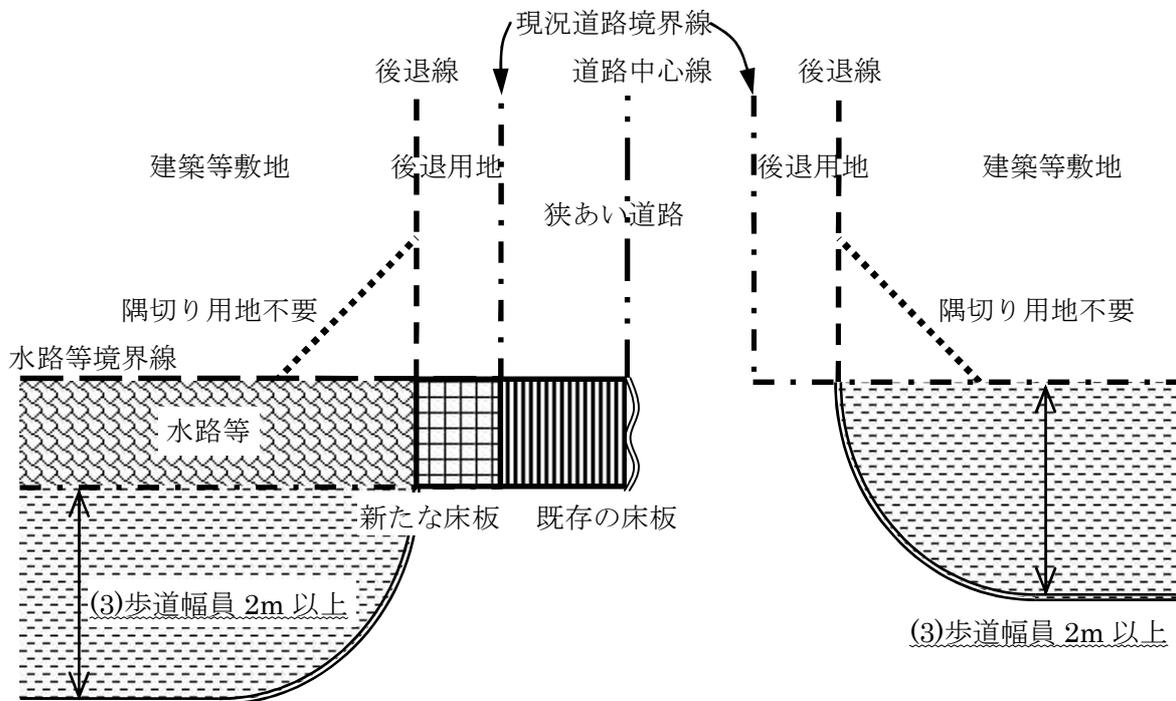
オ 角地が隣接地の開発後退用地に接する場合において、法第 42 条第 2 項のただし書きの規定により計画地が一方後退となる場合



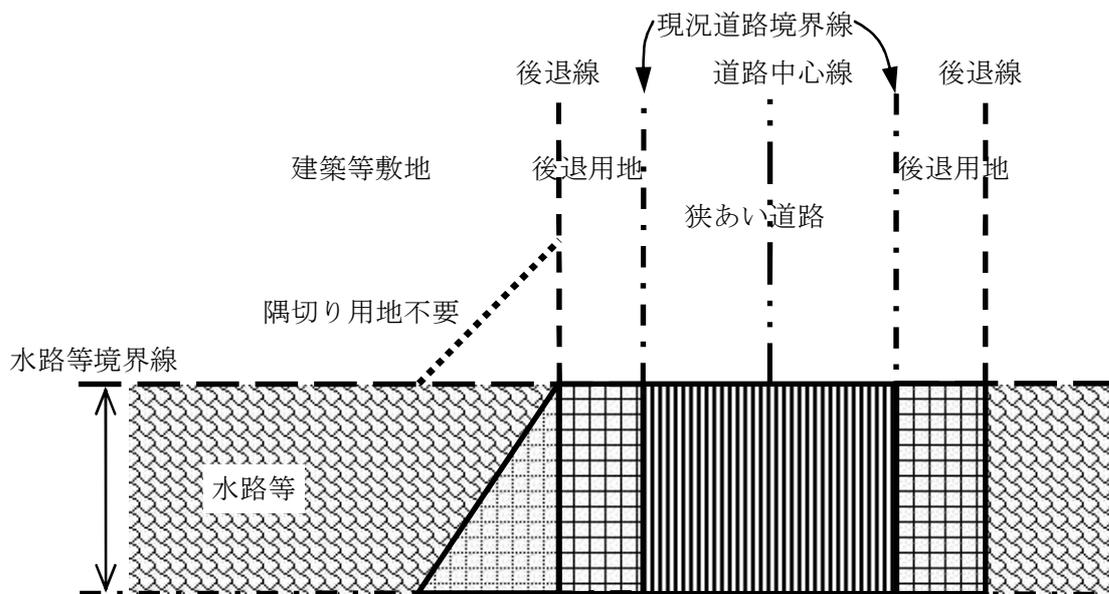
- (2) 角地に直に、又は水路等を介して接する接続道路が、歩車道の区別がなく、かつ、幅員が 10m 以上の場合



- (3) 角地に直に、又は水路等を介して接して、市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する歩道（幅員が 2m 以上のものに限る。）が設けられている場合

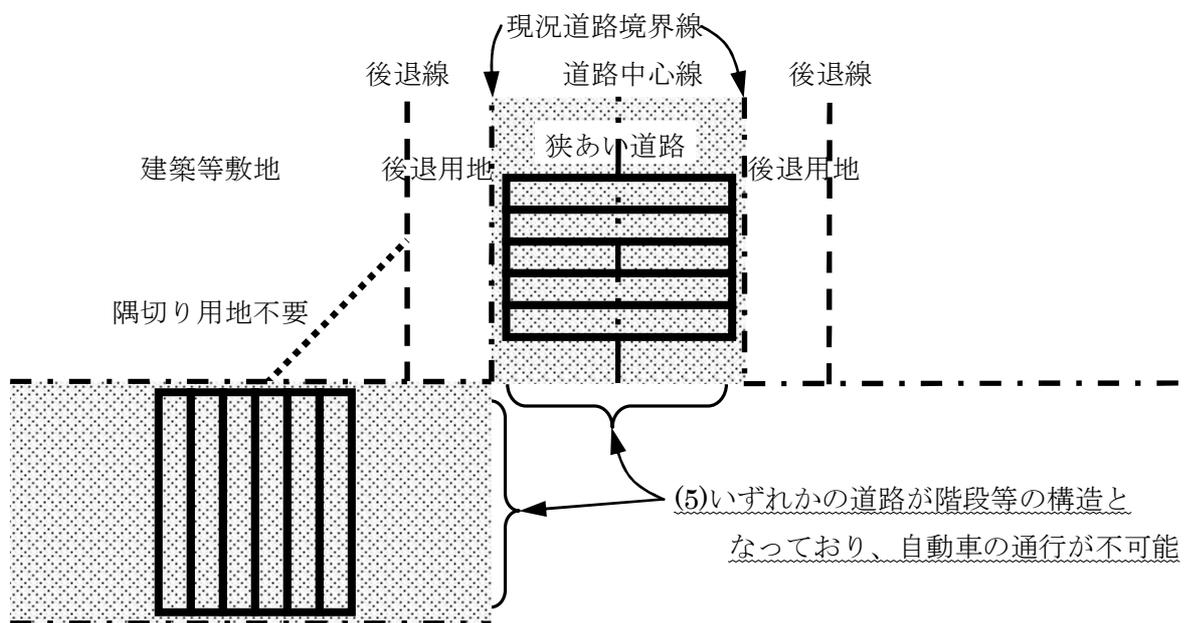


(4) 角地に接する水路等の上端の内幅が 3m 以上の場合



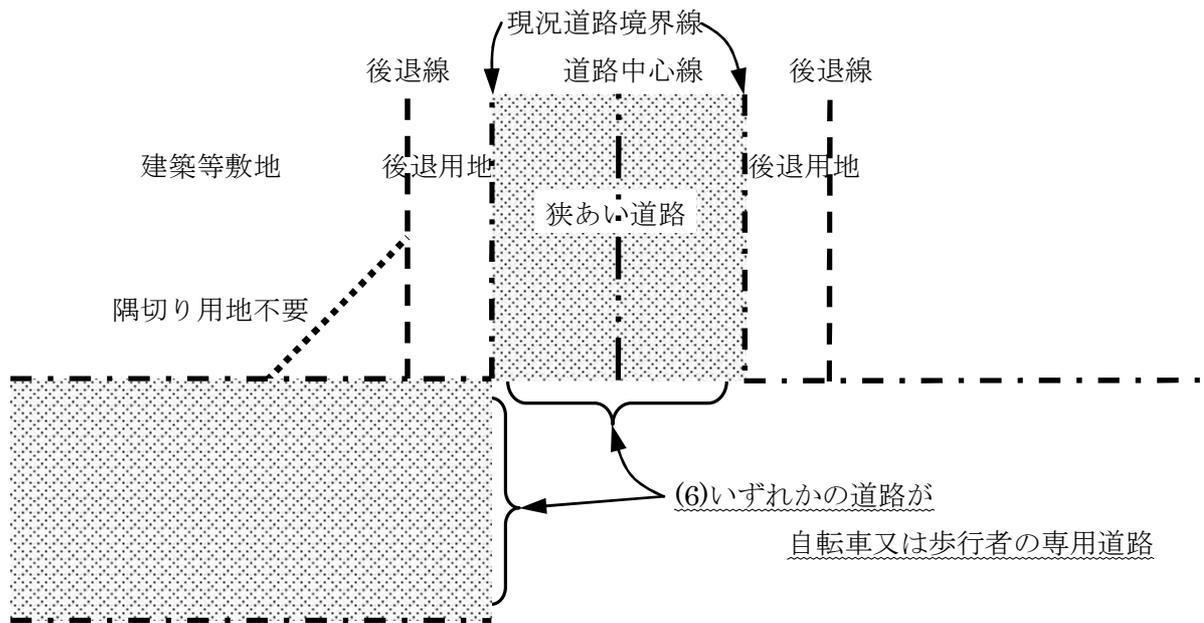
(4) 上端の内幅が 3m 以上あれば、  
 将来、暗渠化される可能性は少ない。 ※水路等の上に隅切りを設置することが可能

(5) 角地に直に、又は水路等を介して接する道路のうちのいずれかの道路が階段等の構造となっており、自動車の通行が不可能である場合

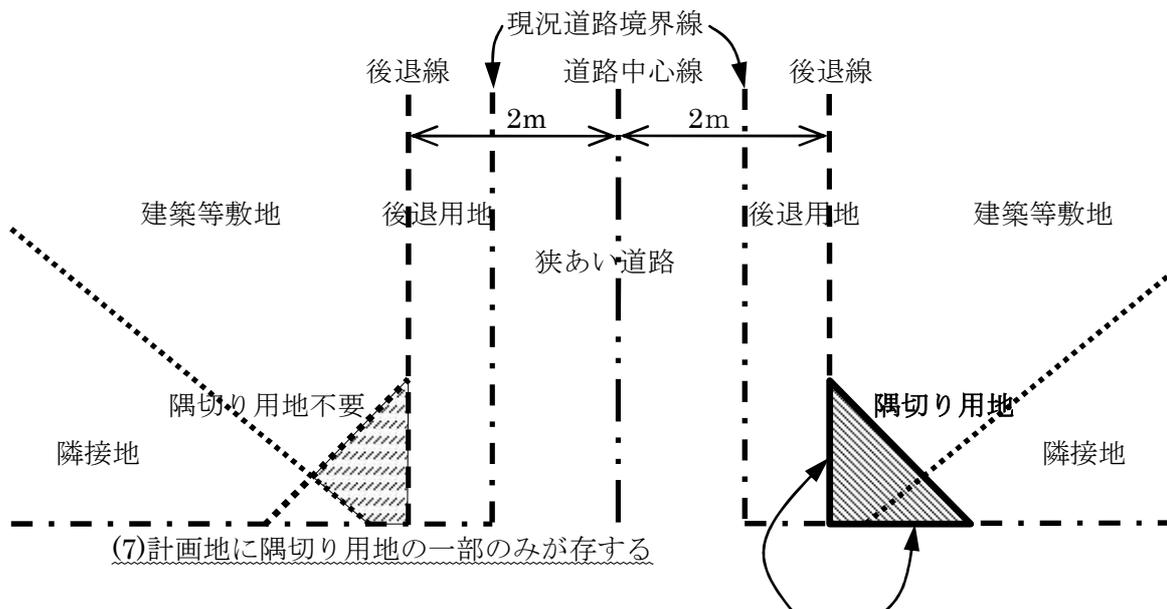


(5) いずれかの道路が階段等の構造となっており、自動車の通行が不可能

- (6) 角地に直に、又は水路等を介して接する道路のうちのいずれかの道路の全幅員が、道路法第 48 条の 13 に規定する自転車又は歩行者の専用道路に指定されている場合



- (7) 計画地に偶切り用地の一部のみが存する場合（ただし、同時に隣接地の偶切り用地の残りの一部も確保し、拡幅整備を行う場合を除く。）



※ 同時に隣接地の偶切り用地の残りの一部も拡幅整備する場合は、計画地に存する偶切り用地も拡幅整備する。

(埋設管の深さ)

第5条 要綱第2条第45号に規定する土被りが浅い埋設管とは、道路面から当該埋設管の上面までの深さが60cm未満のものをいう。

2 建築主等は、要綱第18条第1項の規定により水道管、ガス管及び下水管等の埋設管を引き込む場合は、道路面から当該埋設管の上面までの深さを60cm(雨水枳設置箇所は80cm)以上確保しなければならない。

(道路として一般の通行に支障がない状態)

第6条 要綱第2条第51号に規定する道路として一般の通行に支障がない状態とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 自動車の通行に耐えうる構造を有する。
- (2) 既存道路部分と後退用地等との間で、道路の縦断方向又は横断方向において段差や極端な勾配がなく平滑である。
  - ア 後退用地等が、建築等敷地と既存道路部分と間の段差を摺り付けるためのスロープになっていない。
  - イ 後退用地等の縦断勾配が、既存道路部分の中心の縦断勾配と一致している。
  - ウ 後退用地等の横断勾配が、原則として2.0%以下となっている。(市道の構造の技術的基準を定める条例第27条の規定による)
- (3) 道路面に穴等がなく平坦である。
- (4) 既存道路部分が舗装されている場合は、後退用地等も同様に舗装されている。
- (5) 適当な道路排水施設があり、道路面が冠水しない。
- (6) 道路上に一般の通行に支障となる物件がない。
- (7) 電柱、交通標識等の道路占用物件を、道路の路肩の際に設置している。

(境界協定の締結)

第7条 要綱第9条第1項第2号に規定するその他境界協定の締結が必要であると市長が認める場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市道等の狭あい道路において、過去に区画整理事業、耕地整理事業等がなく、境界線を復元するために必要な図面、資料等が全くない。
- (2) 市道等の狭あい道路において、地震等の影響により地盤が大きく変動しており、現地の状況が既存の図面、資料等と大きく異なっている。
- (3) 計画地及び道路内民有地とこれらに接する土地との間の境界線について、それらの土地の所有者又は管理者の間で紛争がある。

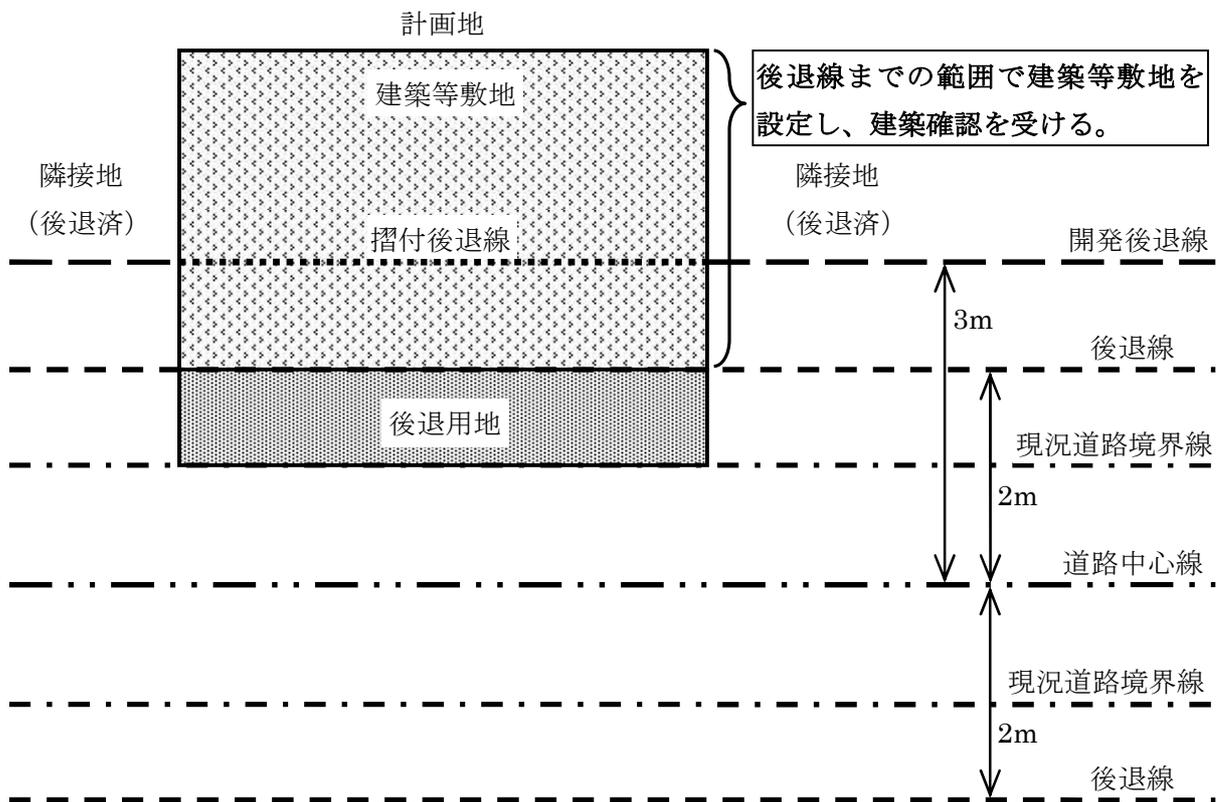
(関係権利者との協議)

第8条 要綱第10条第8項に規定により関係権利者と協議を行った場合は、後退線等に係る協議報告書(任意の書式)を市長へ提出しなければならない。

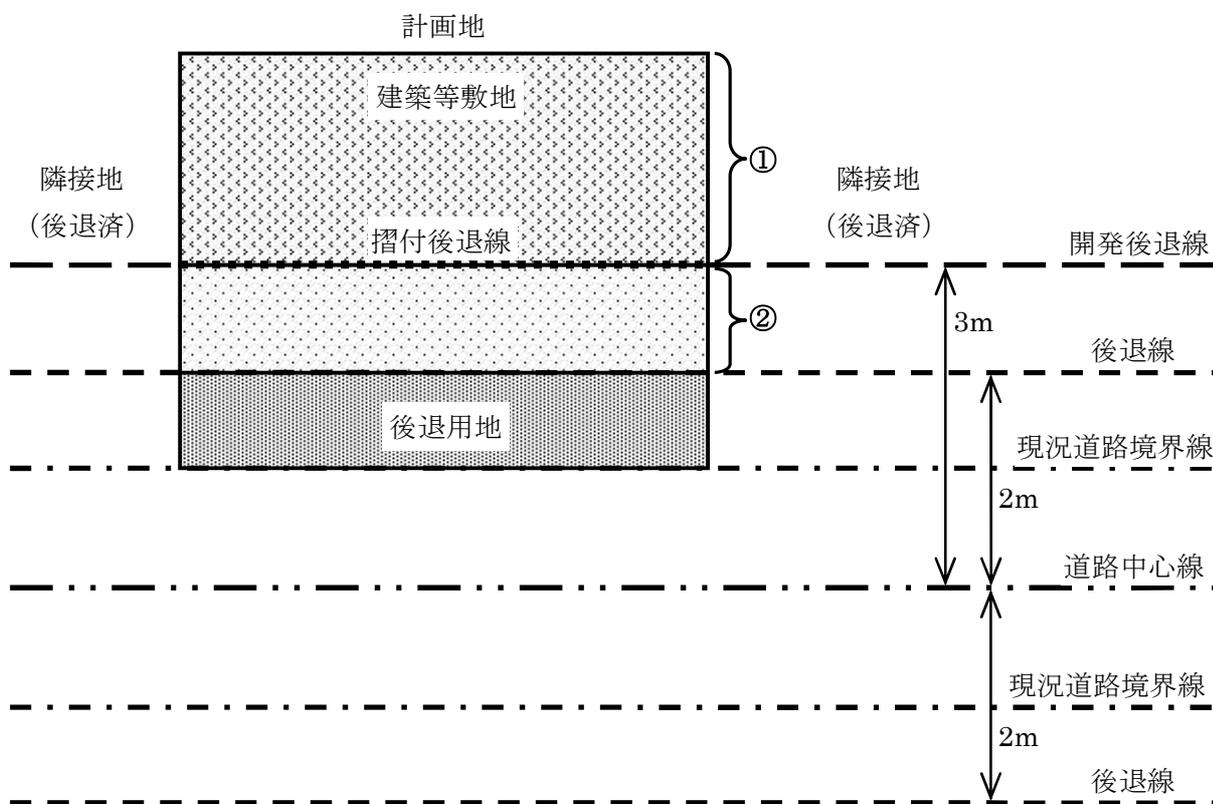
(隣接地の開発後退線等へ摺り付ける後退線)

第9条 要綱第10条第10項の各号の規定により、計画地を要綱第2条第24号に規定する後退線より更に後退させても要綱を適用することができない場合とは、原則として次の図に示すところによる。

(1) 要綱第2条第24号に規定する後退線により建築確認を受ける場合

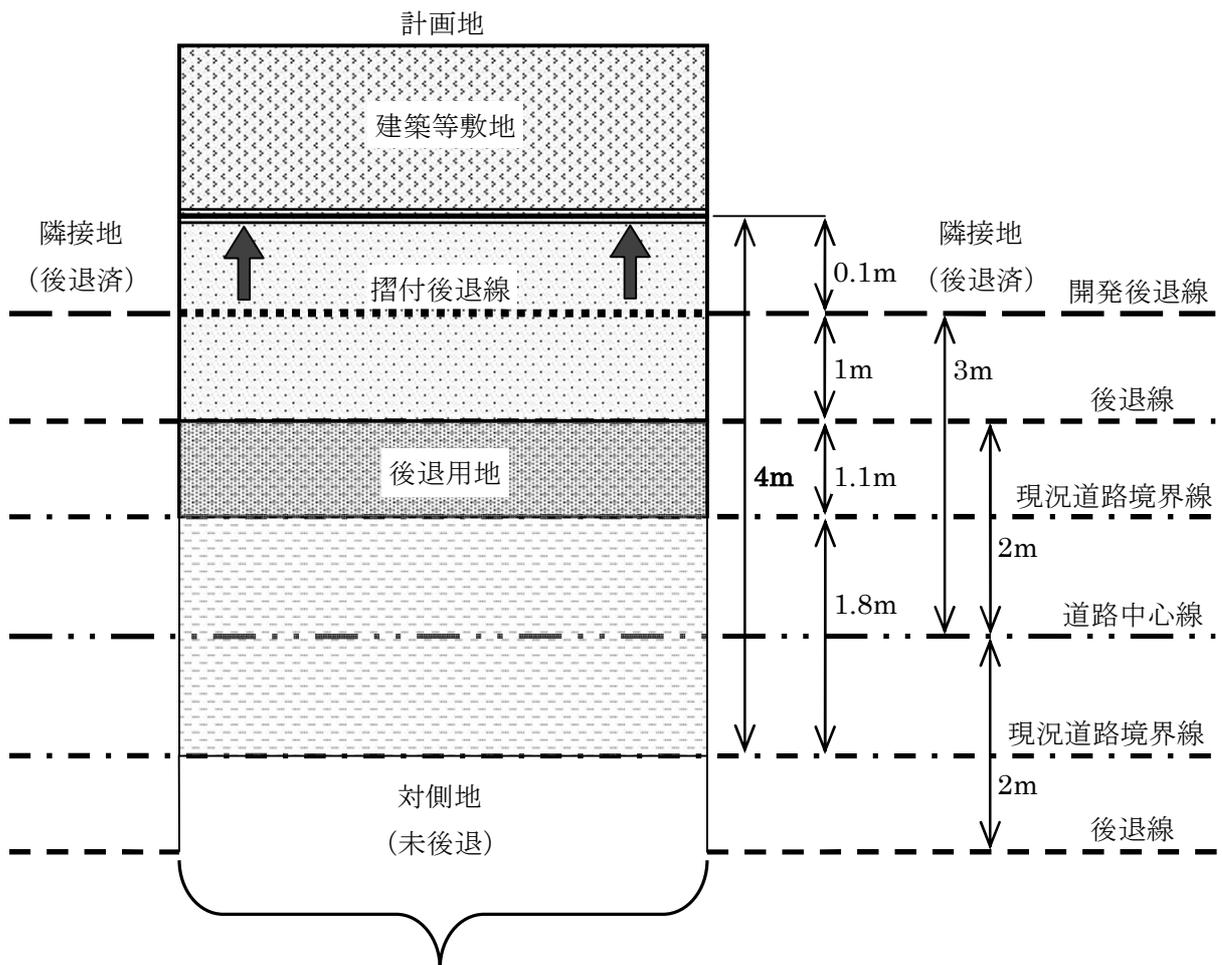


(2) 建築行為等を伴わない計画地の整備において、当該計画地のうち要綱第2条第24号に規定する後退線による後退用地を除いた部分の面積が、開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する敷地面積以上の場合で、かつ、当該計画地を更に後退させることにより、その後退する部分を除いた部分の土地の面積が、同条例第2条第5号に規定する敷地面積に満たなくなった場合



①+②の範囲 $\geq$ 開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する敷地面積  
 ①の範囲のみ $<$ 開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する敷地面積

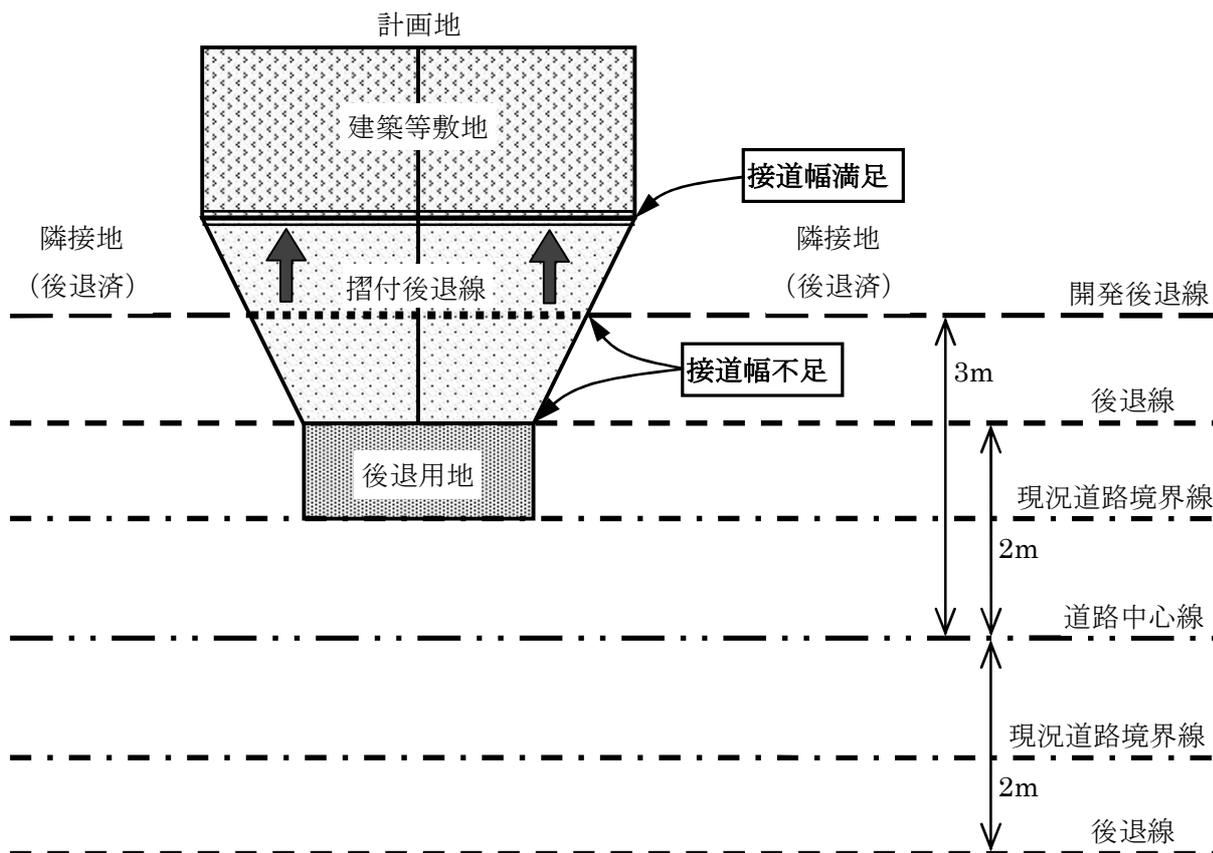
- (3) 狭あい道路を法 42 条 1 項 1 号の規定による道路に変更するために、狭あい道路のうち計画地に接する部分のみを、隣接地の後退線又は開発後退線等より更に後退させる場合



対側地が未後退の場合に、狭あい道路のうち計画地に接する部分のみを計画地側へ 4m で一方後退させて、狭あい道路を法 42 条 1 項 1 号の規定による道路に変更する。

※建築主等の都合による余分な後退に対しては、要綱を適用することができない。

(4) 法第 43 条に規定する建築等敷地の接道幅を確保するために、故意に過大な後退を行おうとする場合

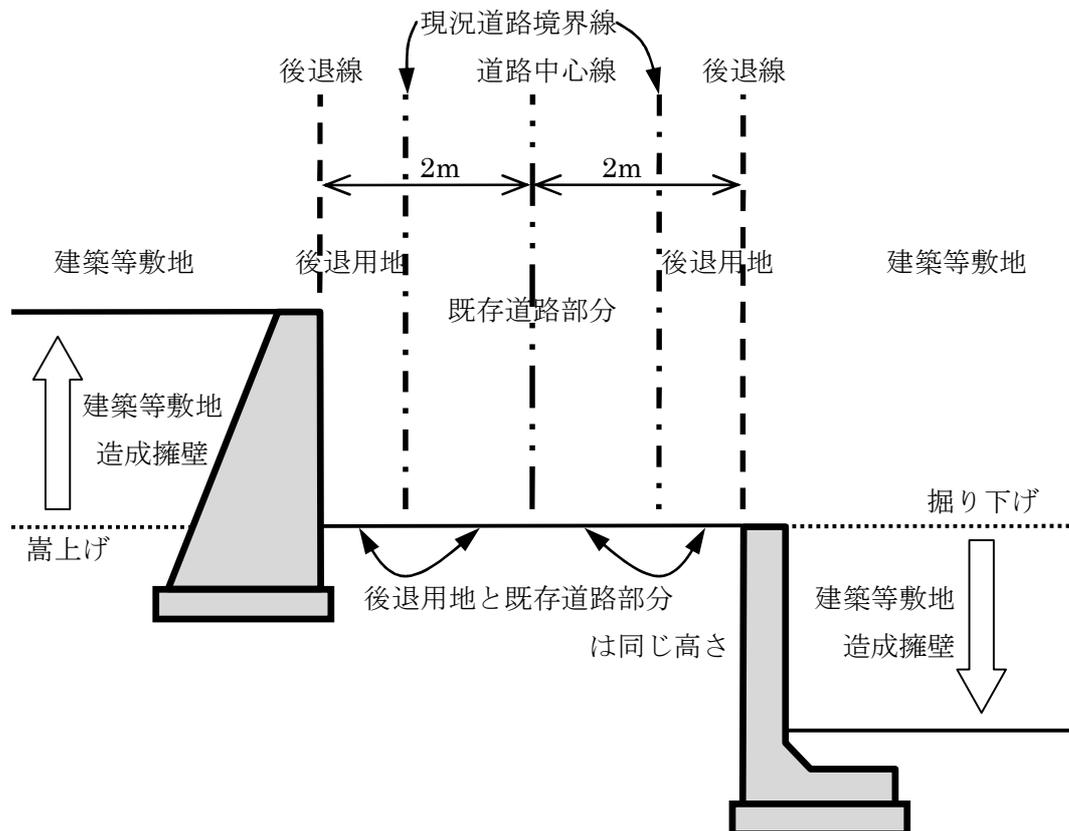
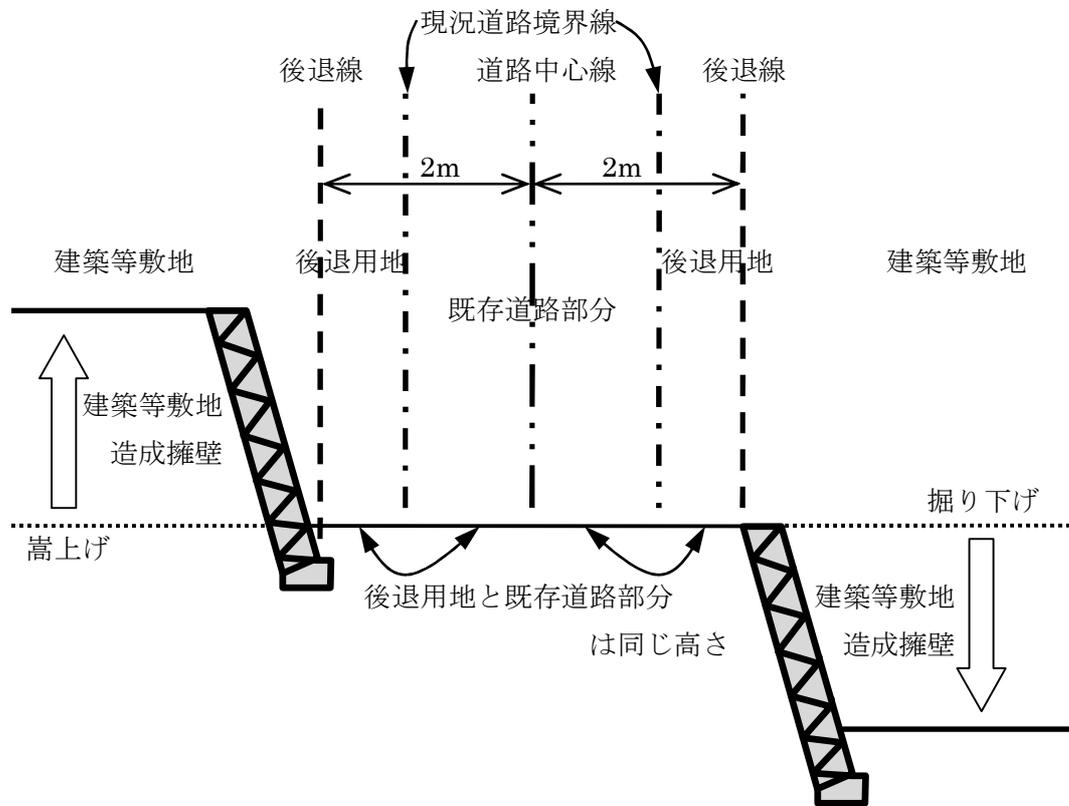


※建築主等の都合による余分な後退に対しては、要綱を適用することができない。

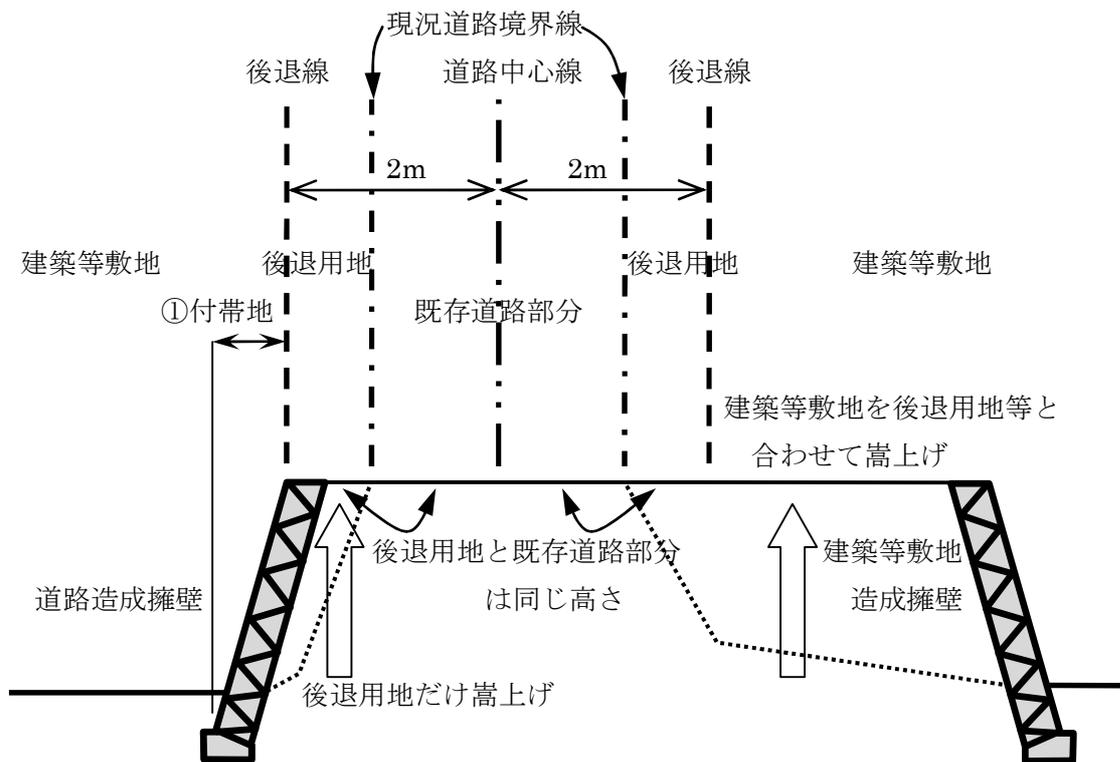
(造成擁壁の築造)

第 10 条 要綱第 17 条に規定する造成擁壁とは、原則として次の図に示すところによる。

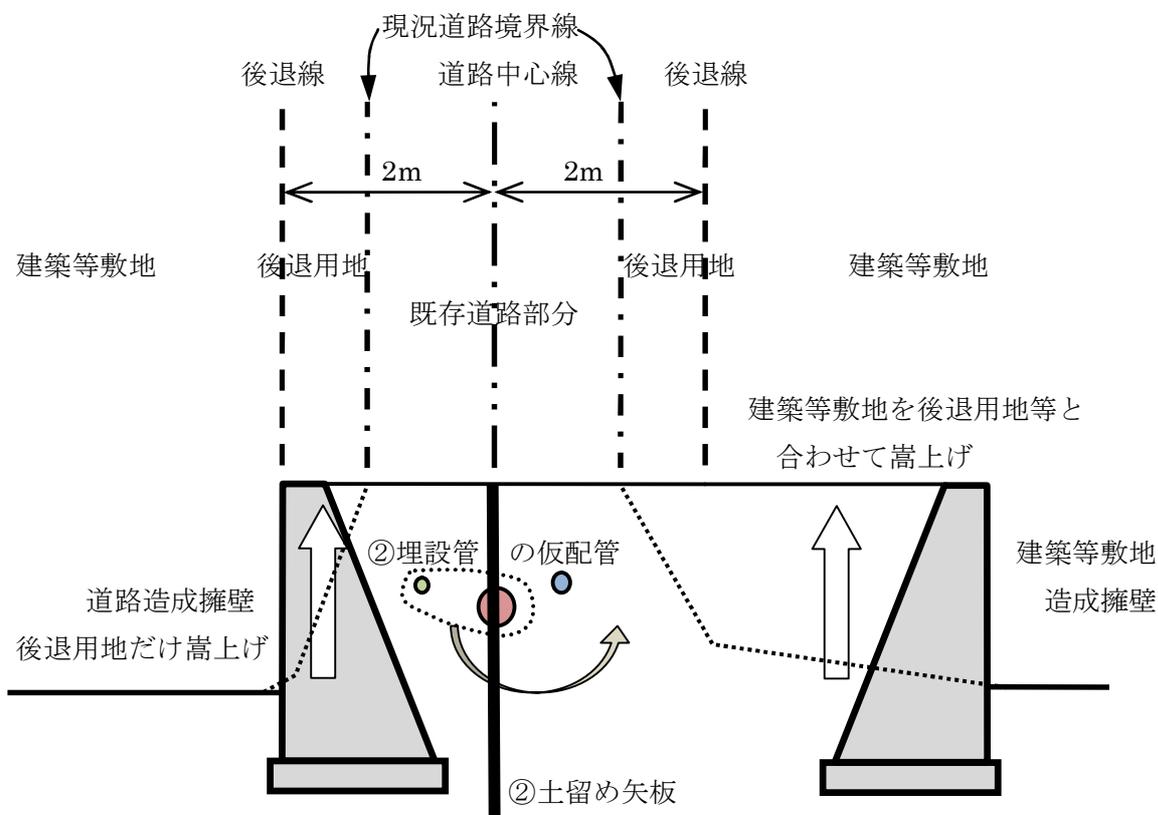
- (1) 既存道路部分と同じ高さの建築等敷地を、当該既存道路部分より高く嵩上げする場合、又は当該既存道路部分より低く掘り下げる場合において、擁壁を建築等敷地内に築造する場合



(2) 既存道路部分より低い後退用地等を、当該既存道路部分と同じ高さに嵩上げする場合

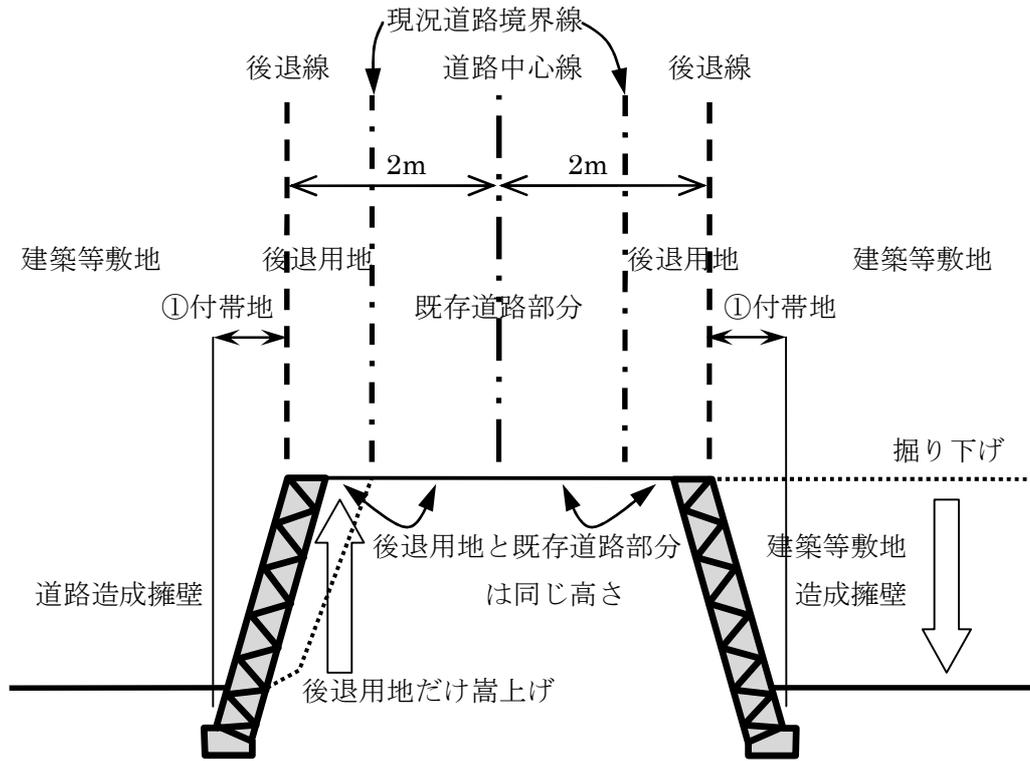


①市道等の狭あい道路の場合は付帯地となる。

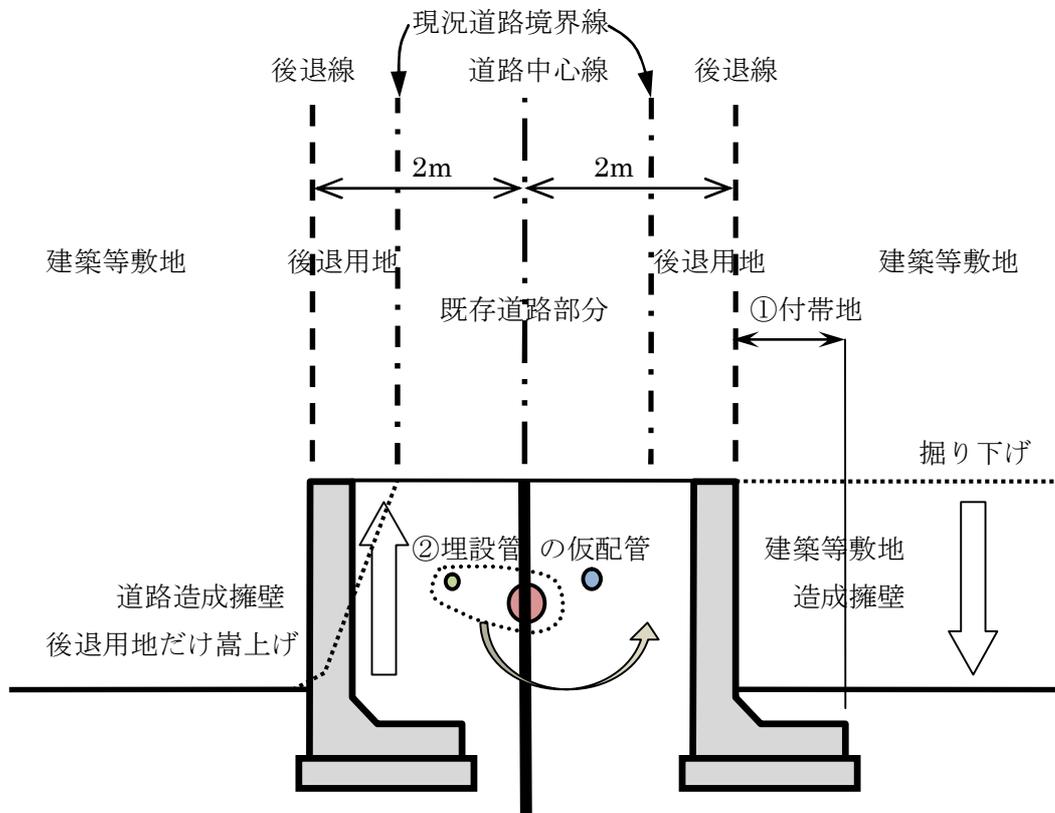


② 擁壁を築造する際に、土留め矢板の設置や埋設管の仮配管等を伴い、施工が大変困難で多大な費用を要する。

(3) 擁壁を建築等敷地側又は後退用地内にはみ出して築造する場合



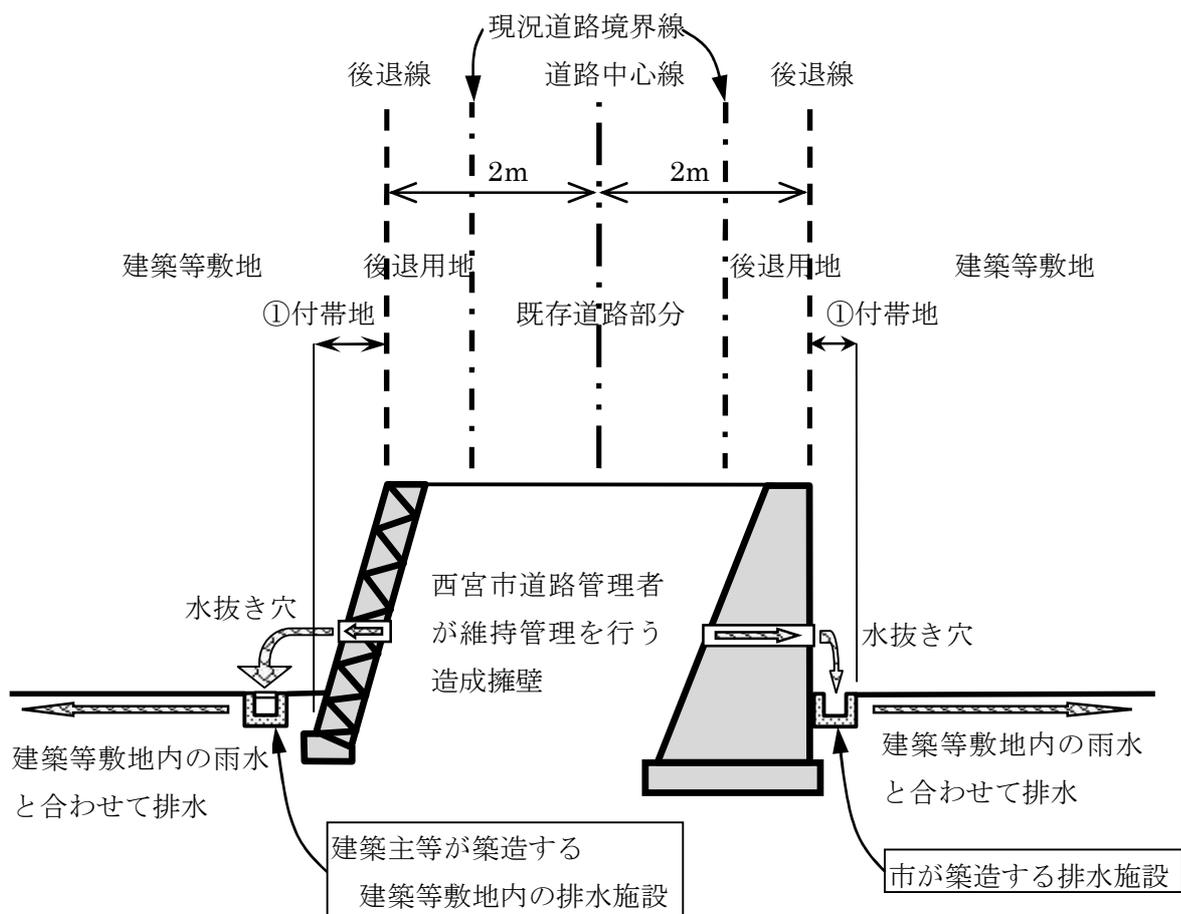
①市道等の狭あい道路の場合は付帯地となる。



①市道等の狭あい道路の場合は付帯地となる。

②擁壁を築造する際に、土留め矢板の設置や埋設管の仮配管等を伴い、施工が大変困難で多大な費用を要する。

(4) 西宮市道路管理者が維持管理を行う造成擁壁（市道等の狭あい道路の後退用地等を支えるための擁壁）に水抜き穴を設置する場合

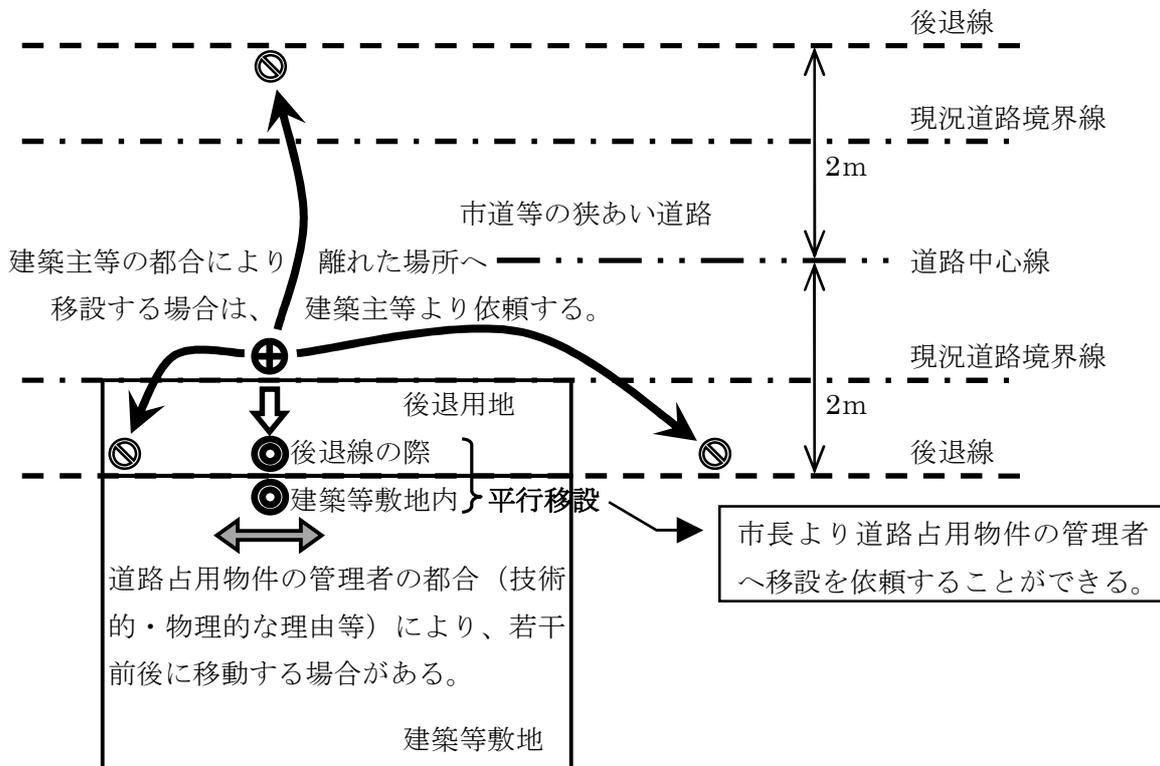


①市道等の狭あい道路の場合は付帯地となる。

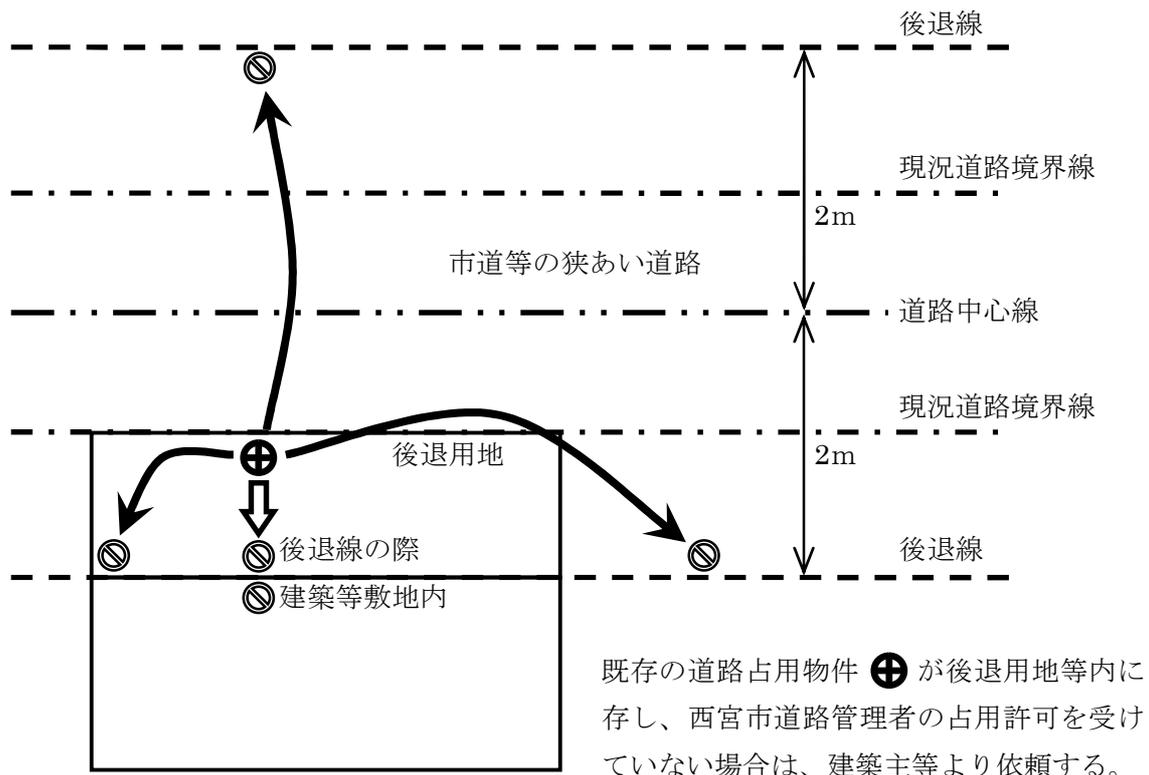
(電柱、交通標識等の移設)

第11条 要綱第18条第3項に規定する市道等の狭あい道路における電柱、交通標識等の平行移設とは、原則として次の図に示すところによる。

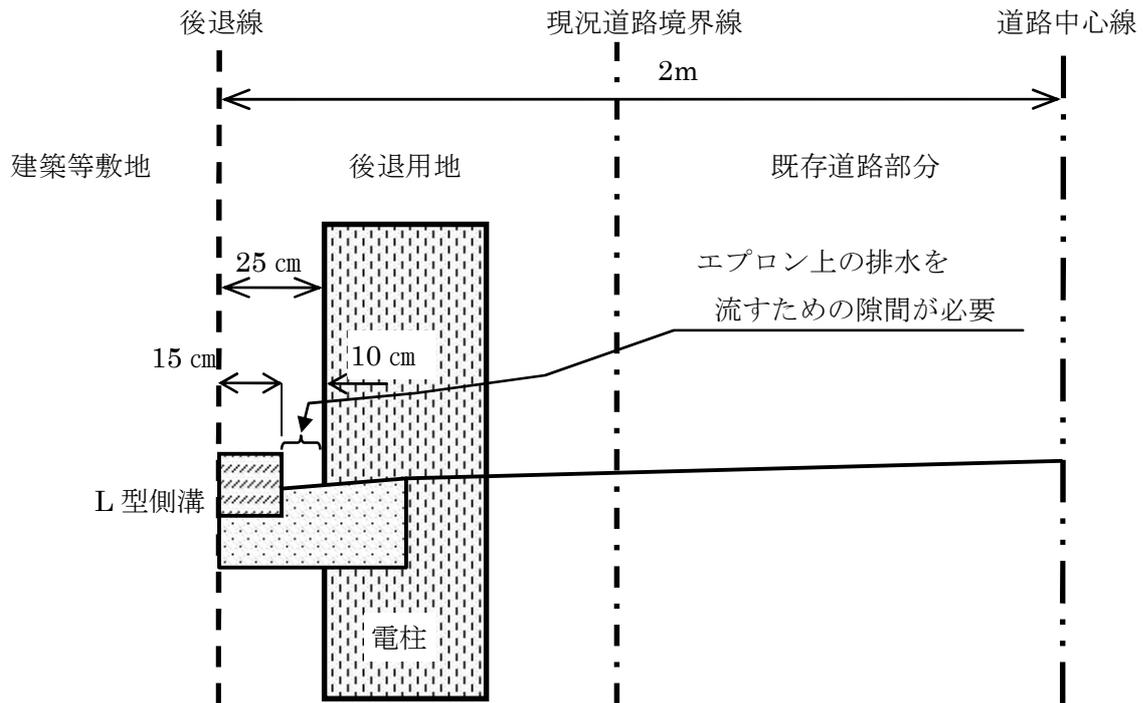
(1) 既存の電柱、交通標識等の道路占用物件が、西宮市道路管理者の占用許可を受けている場合



(2) 既存の電柱、交通標識等の道路占用物件が、西宮市道路管理者の占用許可を受けていない場合

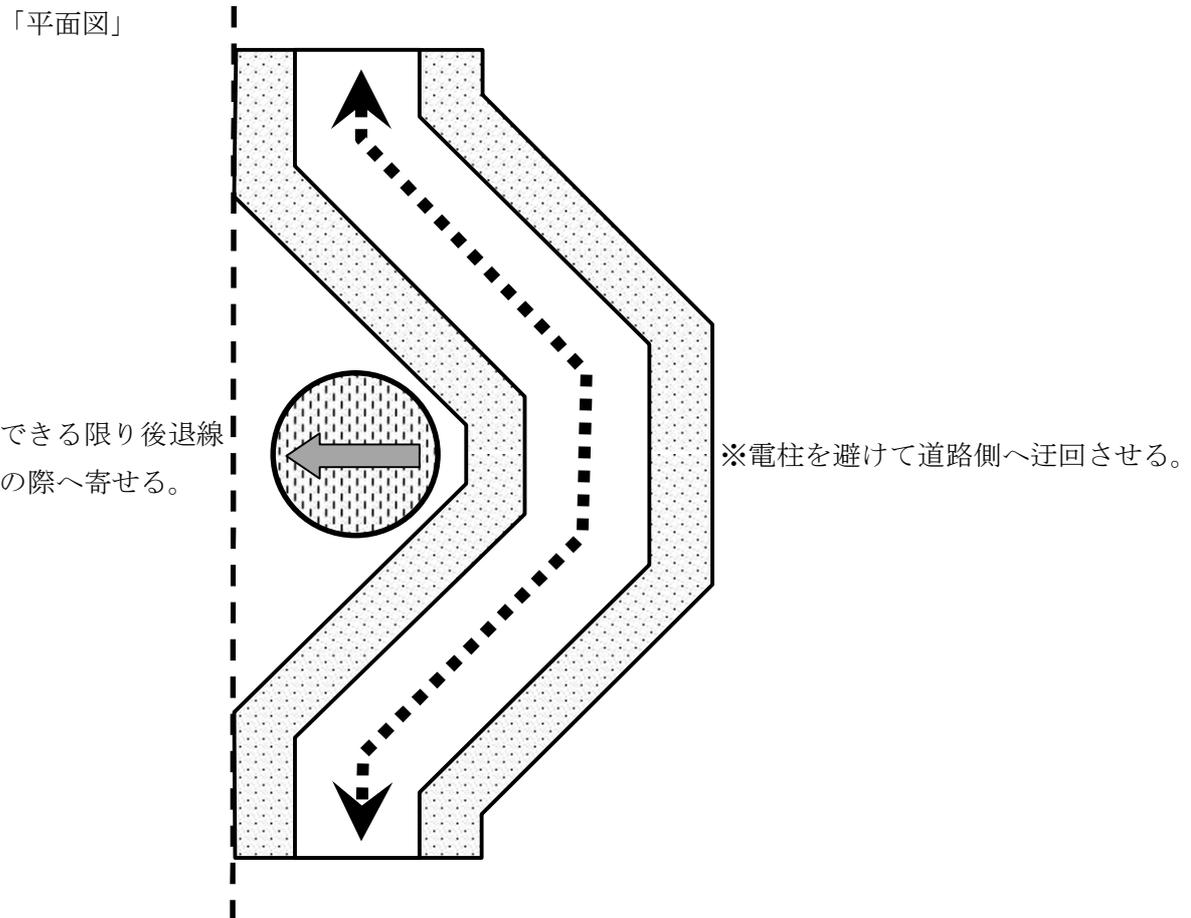
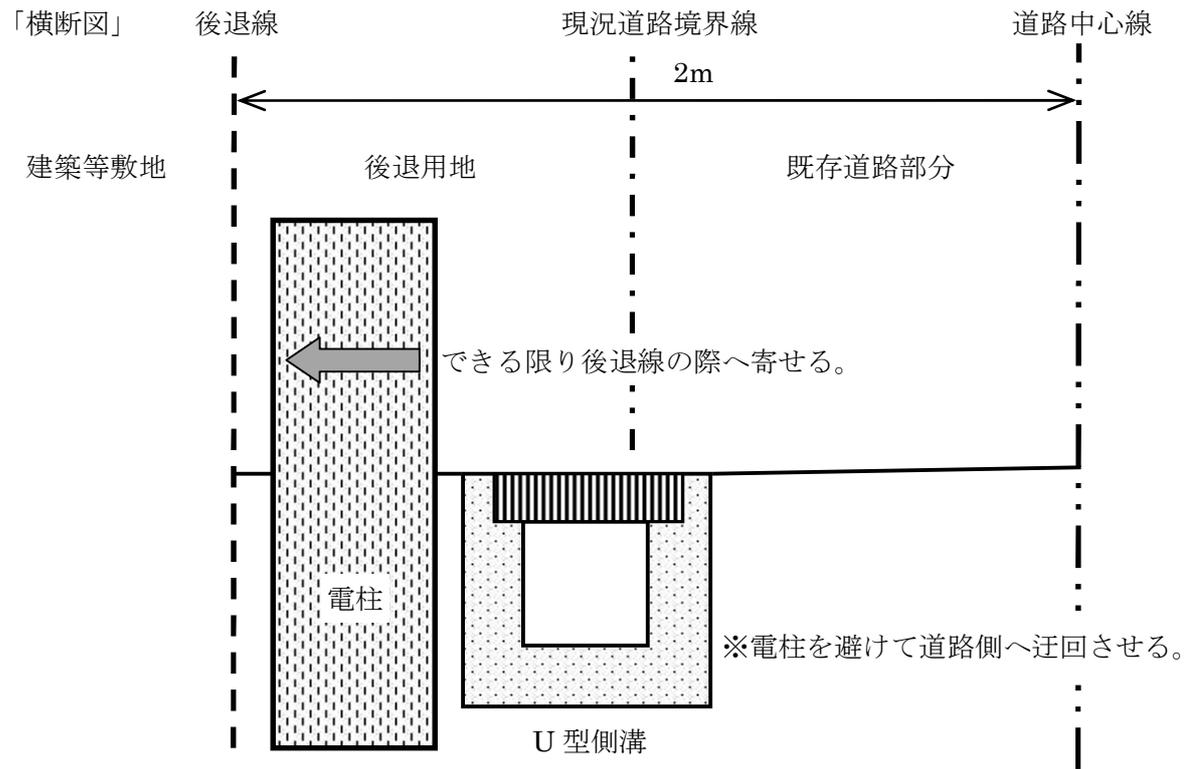


- 2 市道等の狭あい道路において、L型側溝で拡幅整備を行う後退用地等内に電柱、交通標識等を建てる場合は、後退線又は隅切り線から当該電柱、交通標識柱等の表面までの離隔を25 cm確保する。

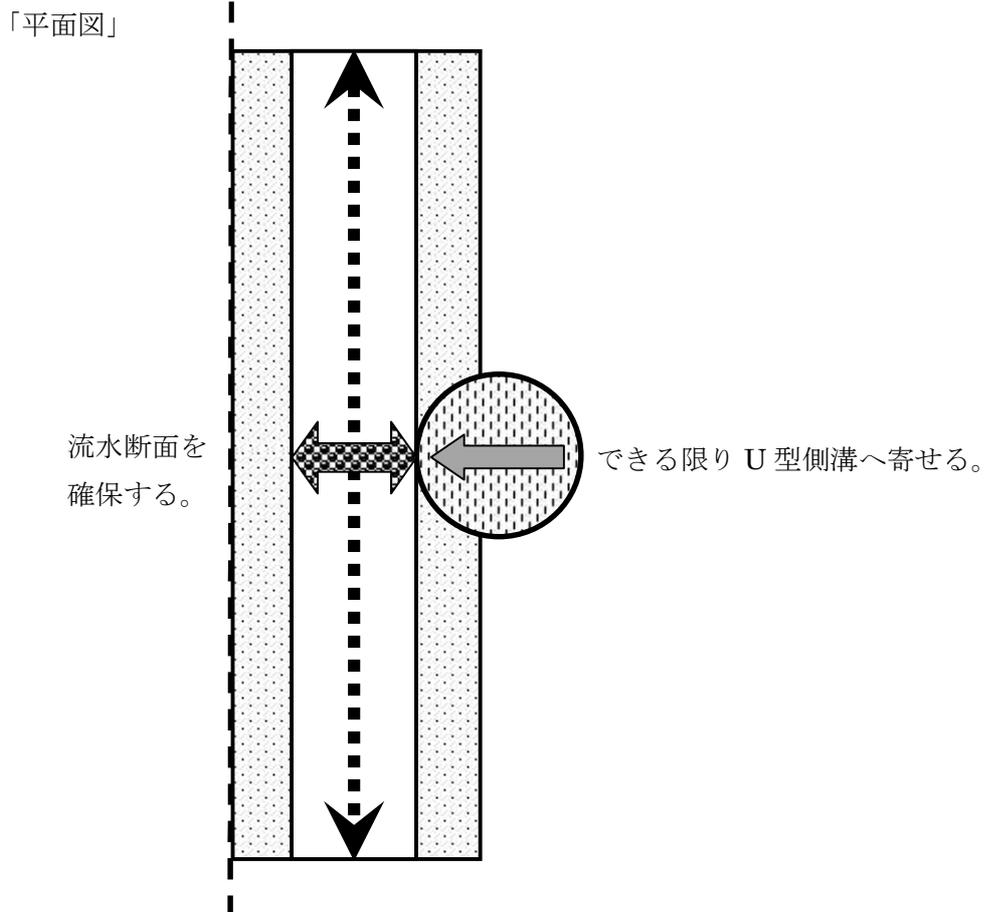
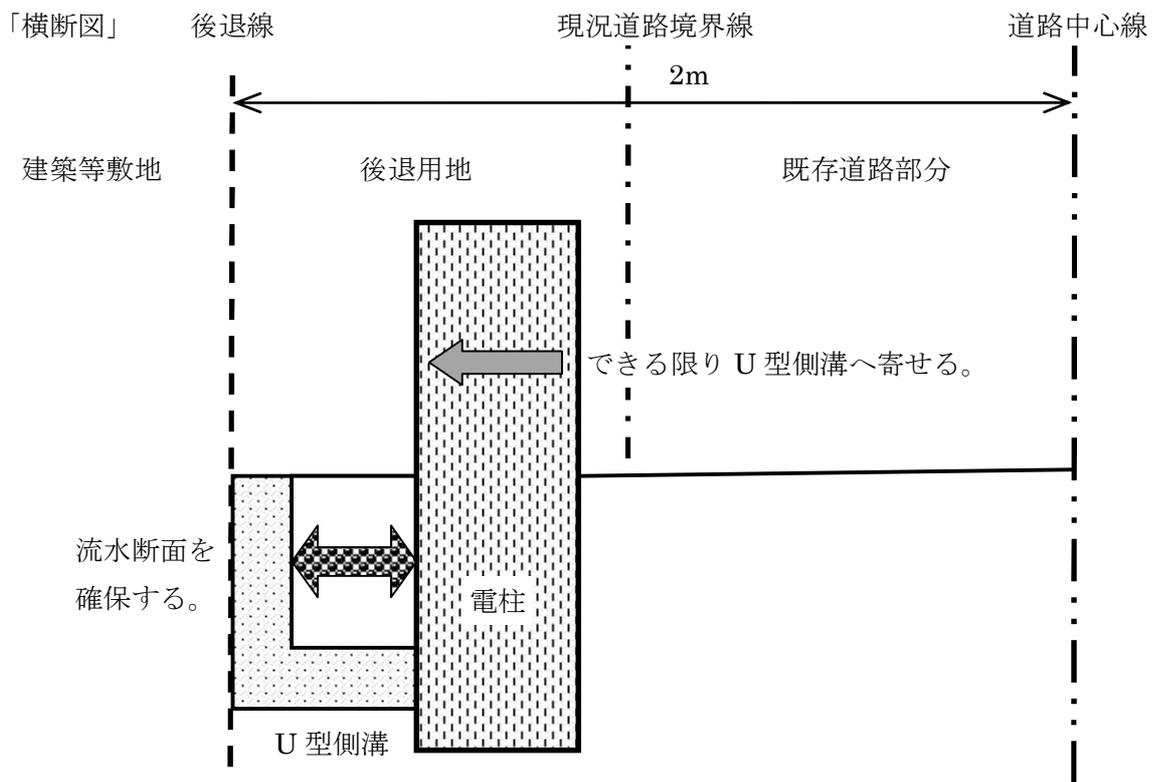


3 市道等の狭あい道路において、U型側溝で拡幅整備を行う後退用地等内に電柱、交通標識等を建てる場合は、できる限り後退線又は隅切り線の際へ寄せる。

(1) U型側溝を道路側へ迂回させる場合



(2) U型側溝を道路側へ迂回させない場合



(狭小な後退幅)

第12条 要綱第19条第4項第1号に規定する狭小な後退幅とは、当該後退幅が10cm未満のものをいう。

(隣接地に跨る隅切り用地の権原取得)

第13条 要綱第8条第4項第7号のただし書きの規定により、計画地に市道等の狭あい道路の隅切り用地の一部のみが存する場合において、同時に隣接地の隅切り用地の残りの一部も確保し、拡幅整備を行う場合は、それぞれの隅切り用地の一部のうち、どちらか一方のみの権原取得を行うことはできない。

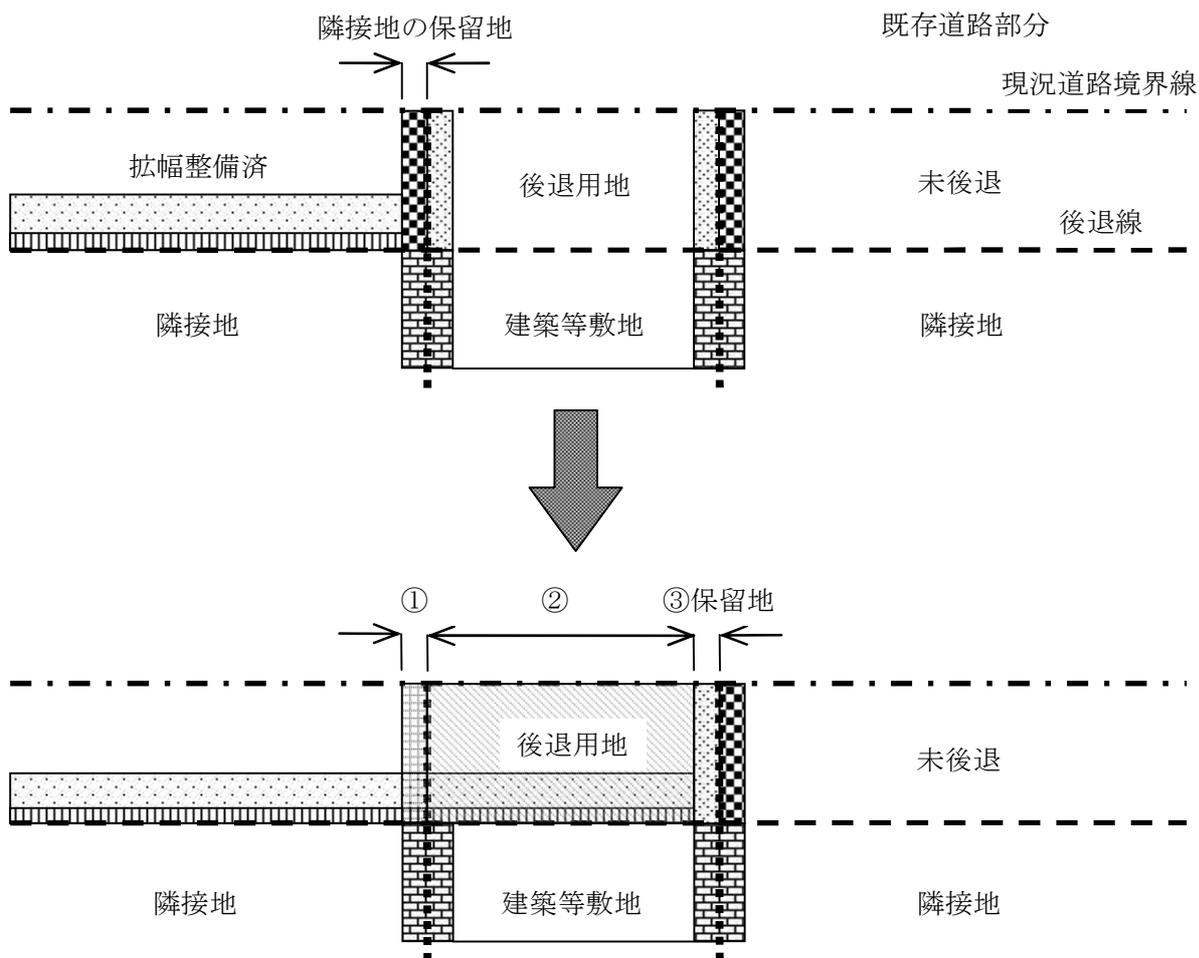
(権原取得地の境界協定)

第14条 建築等敷地の所有者及び市長は、権原取得地を寄付する場合は、建築等敷地と権原取得地との間の境界線について境界協定を締結することができる。

(後退用地等内に存する仕切り塀、仕切り擁壁)

第15条 要綱第19条第2項、同条第3項、要綱第20条第2項、同条第3項の規定により、後退用地等内にやむを得ない事情により撤去できない仕切り塀又は仕切り擁壁が存する場合に行う拡幅整備及び権原取得とは、原則として次の図に示すところによる。

仕切り塀又は仕切り擁壁が後退用地内に存在



- ① 仕切り塀又は仕切り擁壁を撤去した部分（隣接地の保留地）を拡幅整備、権原取得
- ② 仕切り塀又は仕切り擁壁が存する部分（保留地）を除いた部分を拡幅整備、無償使用契約  
 { 寄付は不可。ただし、建築主等が後退用地を保留地とこれを除いた部分とに分けて分筆する場合は可。 }
- ③ 将来、隣接地の後退用地等を拡幅整備する際に、仕切り塀又は仕切り擁壁を撤去して拡幅整備、権原取得

（既存の境界標識の復元）

第 16 条 後退用地等内に既に存する境界標識が、要綱第 19 条第 1 項から第 3 項までに規定する拡幅整備により亡失する場合は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、当該拡幅整備の完了後に引き続き行う建築等敷地の外構工事の完了後に、建築主等が当該境界標識を復元するものとする。

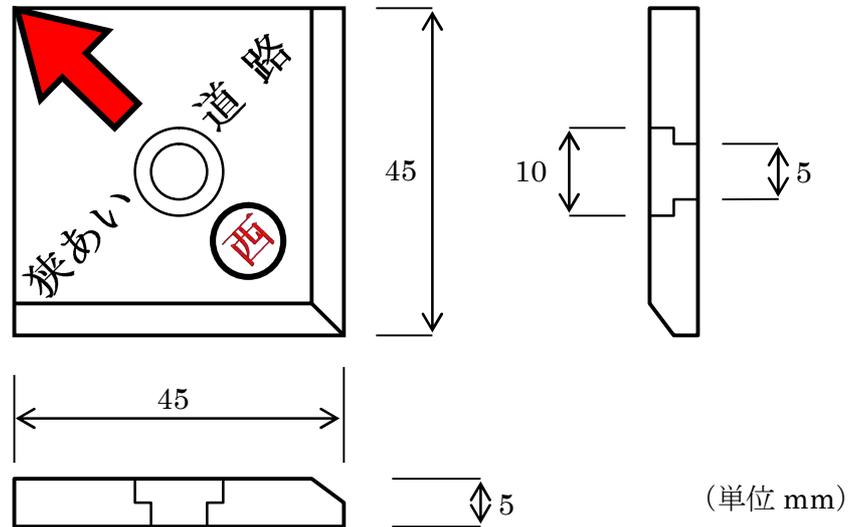
- (1) 境界標識の復元が不要な場合
- (2) 第 3 項の規定により、境界板等又は表示板をもって亡失した境界標識に替える場合
- 2 前項の規定にかかわらず、外構工事その他の建築行為等により亡失する恐れがない境界標識については、建築主等からの申し出により、市長が復元を行うことができる。
- 3 市長は、要綱第 19 条第 9 項に規定する境界板等又は表示板を、亡失した境界標識と同じ位置に設置する場合は、当該境界板等又は表示板をもって亡失した境界標識に替えることができる。
- 4 要綱第 19 条第 9 項の規定により市長が設置する境界板等以外の他の境界標識を、新たに権原取得地内に設置することはできない。

- 5 建築主等は、自らが行った境界標識の復元及びこれらを行うために必要な測量に要する費用を市長へ請求することはできない。

(表示板)

第 17 条 要綱第 19 条第 9 項に規定する表示板の規格、仕様及び設置方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 表示板の規格

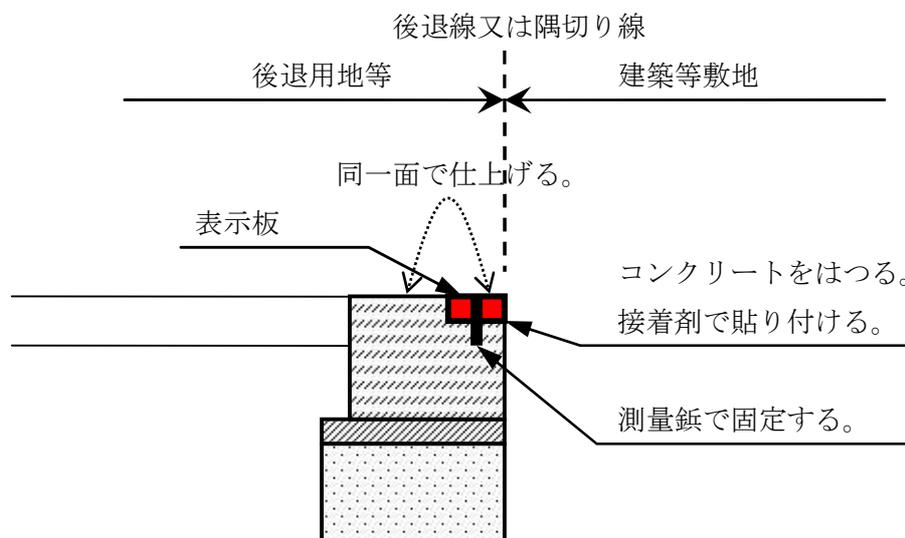


(2) 表示板の仕様

材 質	アルミ合金製	
文 字	狭あい道路 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">西</span>	
記入方法	刻印	
色	西 	刻みこみ、赤色ラッカー塗り
	狭あい道路 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>	刻みこみ、黒色ラッカー塗り

(3) 表示板の設置方法

- ① 設置箇所のコンクリート構造物をはつり、境界板上面と構造物面とが同一面になるように仕上げる。(板厚 5mm)
- ② 貼付面をブラシ等で清掃する。
- ③ 接着剤で貼り付ける。接着面は約 3mm厚とし、接着剤は 2 液型エポキシ樹脂系 (ショーボンド#101 同等品以上) を使用する。
- ④ 必要に応じて測量鋺で固定する。測量鋺は測量用ネイルNo.1 を使用する。



(4) 測量鋺の規格

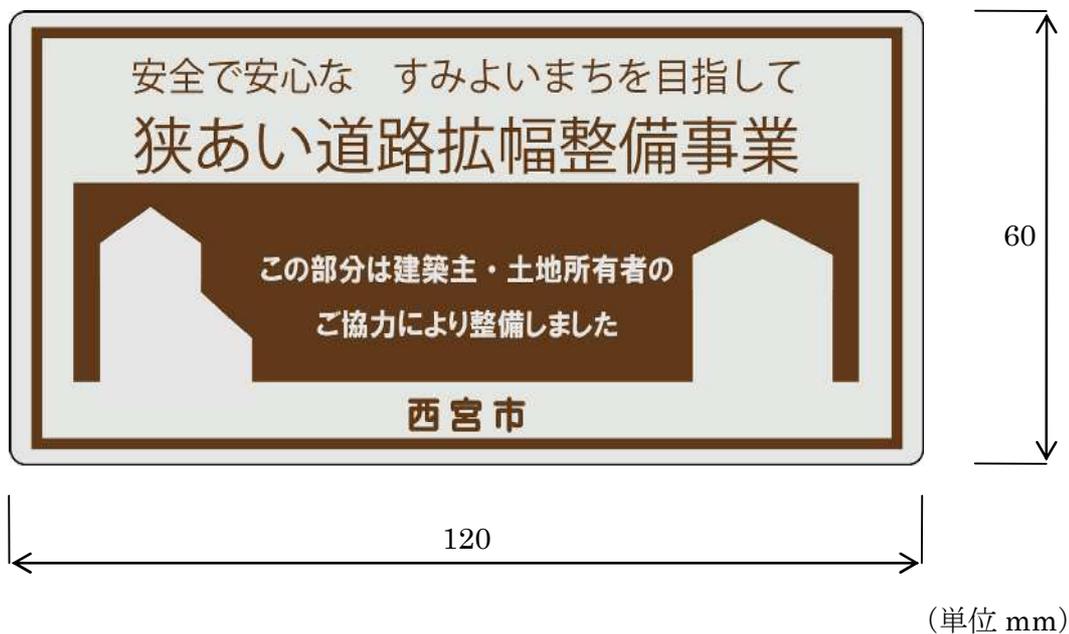
測量用ネイルNo.1

	寸法 (mm)
D	9
d	5
H	43

(整備済板)

第 18 条 要綱第 19 条第 12 項に規定する整備済板の規格、仕様及び設置方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 整備済板の規格



(2) 整備済板の仕様

材 質	アルミ	
色	文字・絵柄	茶色
	白抜き文字・背景	クリーム色

(3) 整備済板の設置方法

- ① L型側溝の縁石上、又はU型側溝の建築等敷地側の側溝壁上に設置する。建築等敷地へ出入りする車両や人が通る箇所はできるだけ避ける。
- ② 設置箇所の貼付面をブラシ等で清掃する。
- ③ 整備済板の裏面のシールを剥がし、貼り付ける。

(奨励金の額)

第19条 要綱第22条第2項に規定する奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算出する。

(1) 計上数量、単位及び単価

内 容	計上数量	単位	地域※	単 価
市道等の狭あい道路の 隅切り用地の権原取得	隅切り用地の 権原取得面積	1 m <sup>2</sup> 当り	南部 北部	154,000 円 22,000 円

※北部地域は塩瀬支所及び山口支所管内、南部地域はそれ以外を指す。

(2) 算出方法

ア 要綱第8条第1項及び第2項の規定により、隅切り用地の権原を取得する場合は、上記単価に隅切り用地の面積を乗じて算出した額を奨励金の額とする。

$$\text{奨励金の額} = \text{単価（地域別）} \times \text{隅切り用地面積（m}^2\text{）} ※$$

※隅切り用地面積は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までとする。

※隅切り用地面積が1 m<sup>2</sup>を超える場合は、1 m<sup>2</sup>とする。

イ 奨励金の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てて千円止めとする。

2 要綱第8条第4項第7号のただし書きの規定により、計画地に隅切り用地の一部のみが存する場合において、同時に隣接地の隅切り用地の残りの一部も確保し、拡幅整備を行う場合は次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 計画地の隅切り用地所有者が、隣接地の隅切り用地も含めて一括して奨励金の交付を申請する場合は、前項の規定により要綱第28条に規定する代表申請者へ交付するものとする。

(2) 隣接地の隅切り用地所有者が、計画地の隅切り用地とは別に単独で奨励金の交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、要綱第9条に規定する境界協定の締結又は境界確認の立会いにより画定した計画地と隣接地との間の境界線により分けられた、それぞれの土地に存する隅切り用地面積の全隅切り面積に占める割合で、全隅切り面積に相当する額を按分し、それぞれの申請者へ別々に交付するものとする。

3 要綱第8条第2項の規定により隅切り線の延長が2mを超えた場合でも、奨励金の増額を行わないものとする。

4 第2項第2号の規定により交付する場合において、計画地又は隣接地のいずれかの申請者への奨励金の交付手続きが完了した後に、当該計画地と隣接地との間の境界線を変更したことにより、それぞれの土地に存する隅切り線の延長が増減したとしても、市長は奨励金の再交付及び精算の手続きを行わないものとする。

(添付書類)

第20条

(1) 狭あい道路拡幅整備申請書（様式第1号）に添付する書類

① 代理者委任状（様式第12号）

■ 要綱第27条の規定により、建築主等以外の者へ手続きを委任する場合に提出

- ② 代表申請者選出届及び委任状（様式第 13 号）
    - 要綱第 28 条の規定により、代表申請者を選任する場合に提出
  - ③ 位置図
  - ④ 法務局備付の公図（字限図）
    - 計画地、隣接地、対側地等がそれぞれ別図となっている場合は、公図を必要に応じて 1 枚に合成
  - ⑤ 計画地の地積測量図
  - ⑥ 計画地の全部事項証明書（土地登記簿謄本）
  - ⑦ 境界明示書、境界協定書
    - 境界明示、境界協定を締結した場合に提出
  - ⑧ 立会い報告書
    - 官民・民々の境界確認の立会い報告書（任意の書式）
  - ⑨ 建築計画図
    - 建築確認を受ける場合（配置図、敷地の平面図、敷地の断面図、排水施設の平面図、外構詳細図）
    - 宅地造成擁壁築造を築造する場合（宅地の平面図、宅地の断面図、排水施設の平面図、擁壁の断面図）
    - 建築行為等を伴わない計画地の整備の場合（計画地の平面図、計画地の断面図、排水施設の平面図、擁壁の断面図、外構詳細図）
  - ⑩ 求積図
    - 建築敷地、後退用地、隅切り用地の求積図（後退用地、隅切り用地については座標求積図（任意座標で可））
  - ⑪ 建築確認済証の写し等
    - 建築確認を受ける場合（建築確認済証の写し）
    - 造成擁壁を築造する場合（宅地造成に関する工事の許可通知書（宅地造成等規制法施行規則第 24 条に規定する許可通知書〔様式第二〕）の写し）
  - ⑫ その他
    - 土地所有者の名称や現住所が、全部事項証明書の記載事項と異なる場合（土地所有者の名称・住所変更の沿革証明（住民票、戸籍の附票、履歴事項全部証明書等））
    - 現在の土地所有者が、全部事項証明書の記載事項と異なる場合（土地の所有権移転の沿革証明（不動産売買契約書、相続関係説明図等））
    - 借地に建築している場合（土地貸借契約の証明（借地契約書等））
    - その他市長が必要と認める書類
- (2) 狭あい道路拡幅整備変更申請書（様式第 2 号）に添付する書類
- ① 位置図
  - ② 市の受付印を押した狭あい道路拡幅整備（変更）申請書の写し
  - ③ 変更が生じた内容に関する書類
  - ④ その他市長が必要と認める書類
- (3) 狭あい道路拡幅整備取下届（様式第 3 号）に添付する書類
- ① 市の受付印を押した狭あい道路拡幅整備（変更）申請書の写し
  - ② その他市長が必要と認める書類

- (4) 隅切り用地拡幅奨励金交付申請書（様式第 4 号）に添付する書類
    - ① 代理者委任状（様式第 12 号）
      - 要綱第 27 条の規定により、建築主等以外の者へ手続きを委任する場合に提出
    - ② 代表申請者選出届及び委任状（様式第 13 号）
      - 要綱第 28 条の規定により、代表申請者を選任する場合に提出
    - ③ 求積図
      - 建築敷地、後退用地、隅切り用地の求積図（後退用地、隅切り用地については座標求積図（任意座標で可））
    - ④ その他市長が必要と認める書類
  - (5) 隅切り用地拡幅奨励金変更申請書（様式第 7 号）に添付する書類
    - ① 市の受付印を押した隅切り用地拡幅奨励金交付（変更）申請書の写し
    - ② 変更が生じた内容に関する書類
    - ③ その他市長が必要と認める書類
  - (6) 隅切り用地拡幅奨励金交付請求書（様式第 9 号）に添付する書類
    - ① 隅切り用地拡幅奨励金確定通知書（様式第 8 号）の写し
    - ② その他市長が必要と認める書類
  - (7) 隅切り用地拡幅奨励金取下届（様式第 10 号）に添付する書類
    - ① 市の受付印を押した隅切り用地拡幅奨励金交付（変更）申請書の写し
    - ② 隅切り用地拡幅奨励金交付決定通知書（様式第 5 号）又は隅切り用地拡幅奨励金確定通知書（様式第 8 号）の写し
    - ③ その他市長が必要と認める書類
  - (8) 代表申請者選出届及び委任状（様式第 13 号）に添付する書類
    - ① 相続関係説明図
      - 土地の登記名義人が死亡し、相続人が未登記の場合
    - ② 相続関係を証明する書類（相続人及び被相続人の戸籍謄本、戸籍の附票等）
      - 土地の登記名義人が死亡し、相続人が未登記の場合
  - (9) 狭あい道路拡幅整備に係る通知書（様式第 14 号）に添付する書類
    - ① 市の受付印を押した狭あい道路拡幅整備（変更）申請書の写し
    - ② その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する添付書類のうち、次に掲げるものについては原則として原本とし、その他については写しでも可とする。
- ① 代理者委任状
  - ② 代表申請者選出届及び委任状
  - ③ 境界確認の立会い報告書
  - ④ 後退線等に係る協議報告書
  - ⑤ その他市長が原本の提出が必要であると認める書類
- 3 前項に規定する書類について、内容が同じものを複数の申請書等に添付する場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請書等に原本を添付し、その他の申請書等については写しを添付してもよいものとする。
- (1) 狭あい道路拡幅整備申請書を含む複数の申請書等の場合は、狭あい道路拡幅整備申請書
  - (2) 狭あい道路拡幅整備申請書を含まない複数の申請書等の場合は、それらのうちのいず

れかひとつ

- 4 要綱に規定する申請書の内容に変更が生じ、かつ、次の各号に該当する場合は、変更が生じた内容に関する書類のみの提出で可とする。
  - (1) 要綱第 12 条第 1 項のただし書きの規定により、狭あい道路拡幅整備変更申請書の提出を要しない場合
  - (2) 要綱第 23 条第 6 項のただし書きの規定により、隅切り用地拡幅奨励金変更申請書の提出を要しない場合
- 5 建築主等が要綱の適用を辞退する場合は、狭あい道路拡幅整備申請書に添付する書類の一部を省略することができる。
- 6 建築主等は、申請書等に第 1 号にそれぞれ掲げる図面を添付する場合は、第 2 号にそれぞれ掲げる線、及びそれらの端点、折れ点、交点の座標値、並びに道路を挟んだ後退用地等の対面側に設ける引照点の座標値（世界測地系座標又は任意座標）を記載した境界図を合わせて添付しなければならない。
  - (1) 図面
    - ① 狭あい道路拡幅整備（変更）申請書に添付する配置図、敷地の平面図
      - 建築確認を受ける場合に提出
    - ② 狭あい道路拡幅整備（変更）申請書に添付する宅地の平面図
      - 宅地造成擁壁築造を築造する場合に提出
    - ③ 狭あい道路拡幅整備（変更）申請書に添付する計画地の平面図
      - 建築行為等を伴わない計画地の整備の場合に提出
    - ④ 後退線等に係る協議報告書に添付する平面図
  - (2) 線
    - ① 道路中心線
    - ② 後退線
    - ③ 隅切り線
    - ④ 現況道路境界線
    - ⑤ 計画道路境界線
    - ⑥ 水路等境界線
    - ⑦ 官民境界線
    - ⑧ 道路区域線
    - ⑨ 民々境界線
    - ⑩ 開発後退線
    - ⑪ その他の境界線
- 7 建築主等は、前項に規定する境界図に世界測地系の座標値を記載する場合は、測量で使用した公共基準点の点名（点番号）、座標値及び網図も合わせて記載しなければならない。
- 8 第 6 項の規定にかかわらず、同項第 1 号にそれぞれ掲げるいずれかの図面に、同項第 2 号にそれぞれ掲げる線、及びそれらの端点、折れ点、交点の座標値、並びに道路を挟んだ後退用地等の対面側に設ける引照点の座標値、測量で使用した公共基準点の点名（点番号）、座標値及び網図を記載する場合は、境界図の添付を省略することができる。

（適用除外）

第 21 条 要綱第 30 条第 9 項に規定する特別な事由とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 狭あい道路が階段等の構造となっており、自動車の通行が不可能である。

- (2) 狭あい道路が、道路法第 48 条の 13 に規定する自転車又は歩行者の専用道路に指定されている。
- (3) 建築等敷地と既存道路部分との間で高低差があり、後退線に沿って道路構造物を築造することにより段差が生じて、建築等敷地への出入りが困難になる。
- (4) 拡幅整備を行うことにより、道路として一般の通行に支障がない状態にすることが困難である。
- (5) 不法占拠等により、道路としての機能を有しない。
- (6) 計画地及び道路内民有地とこれらに接する土地との間の境界線について、それらの土地の所有者又は管理者の間で紛争があり、境界の画定ができない。
- (7) 現地と法務局備付の公図（字限図）とで、計画地の位置が異なっている。
- (8) 位置指定道路の築造を予定している計画地。
- (9) その他効果的な拡幅整備が困難であると市長が認めるもの。

（補則）

第 22 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 この要領は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、令和 6 年 1 月 22 日から実施する。

付 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。